

## 令和元年第四回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和元年12月10日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第69号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 3 議案第70号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 4 議案第71号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 5 議案第72号 八丈町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 6 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例
- 第 7 議案第74号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第76号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第78号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第79号 八丈町浄化槽設置管理事業の設置等に関する条例
- 第13 議案第80号 消防団防火服購入契約
- 第14 認定第 4号 平成30年度八丈町一般会計決算認定について
- 第15 認定第 5号 平成30年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第16 認定第 6号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第17 認定第 7号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第18 認定第 8号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について
- 第19 報告第 3号 平成30年度八丈町一般会計継続費精算報告について
- 第20 報告第 4号 平成31年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の  
状況の点検及び評価（平成30年度分）について
- 第21 発議第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第22 発議第 3号 都立広尾病院を地方独立行政法人とすることなく、東京都の直営病院

として、都が責任をもって運営していくことを求める意見書

第23 発議第 4号 天皇陛下御即位「賀詞」奉呈について

第24 承認第20号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）

第25 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

---

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
教育長	佐藤誠君	消防長	瀬筒穰君
総務課長	奥山拓君	企画財政課長	佐々木真理君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康課長	奥山勉君
主幹 （福祉健康課）	田村久美君	建設課長	瀬筒国治君
課長補佐 （建設課）	八洲進君	産業観光課長	冲山昇君
主幹 （産業観光課兼 教育課）	笹本博仁君	企業課長	菊池正勝君
病院事務長	菊池良君	教育課長	高橋太志君
会計課長	高野秀男君	代表 監査委員	浅沼拓仁君

企 財 企 係	政 務 係	画 情 報 長	山 下	進 君	企 財 企 主	政 務 係	画 情 報 係 査	吉 川	元 人 君
企 財 財 係	政 務 係	画 情 報 長	沖 山	晃 君	総 務 係	課 長		大 川	和 彦 君
税 務 課 係	税 務 係	課 長	米 田	眞 理 君	住 民 係	課 長		佐 々 木	恒 君
住 民 課 係	住 民 係	課 長	土 方	七 重 君	住 民 係	課 長		小 野	高 志 君
住 民 課 係	住 民 係	課 長	関 村	優 子 君	福 健 厚 生 係	社 課 長		菊 池	直 貴 君
福 健 高 係	福 健 高 係	課 長	大 澤	恒 仁 君	福 健 障 福 係	課 長		浅 沼	晃 子 君
福 健 保 係	福 健 保 係	課 長	浅 沼	洋 介 君	建 設 管 財 係	課 長		浅 沼	晶 君
産 観 産 業 係	産 観 産 業 係	課 長	金 川	智 亜 樹 君	産 観 水 産 係	業 課 工 長		松 代	純 君
産 観 産 業 係	産 観 産 業 係	課 長	大 澤	知 史 君	教 育 係	課 長		菊 池	泰 君
教 育 係	教 育 係	課 長	菅 原	宏 幸 君					

事務局職員出席者

事務局長	和 田	一 宏 君	局長補佐	菊 池	拓 君
書記	山 本	優 馬 君	書記 (録音)	山 田	賢 一 君

---

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和元年第4回八丈町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、8番、9番議員を指名いたします。

---

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、議案第69号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） おはようございます。

書類番号4をお願いいたします。

1枚めくりまして、水-1ページのほうをお願いいたします。

議案第69号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページになります。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-10ページのほうをお願いします。10ページでございます。

平成31年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは、収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益20万1,000円の増でございます。こちらにつきましては退職給付引当金戻入益の増でございます。

続きまして、支出でございます。

1款水道事業費用222万1,000円の増、1項営業費用257万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、次のページ、水-11ページになりますけれども、3目配水及び給水費、漏水等修繕費の増でございます。

ページ飛びまして、水-13ページのほうをお願いいたします。

2項営業外費用35万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、消費税納付額の減となります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（菊池 良君） 水道のほうをいつもご苦労さまでございます。

ことはかなり大雨が、八丈は多かったような気がするんですが、その辺の施設の被害とか、あるいは今後の水の見込みと申しますか、そういうところがどうなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 大雨による施設の被害でございますけれども、水源等、取水のところが詰まるというよう状況は普通の雨でも起こりますけれども、そういうことはありましたけれども、施設が壊れるというようなことはありませんでした。

台風のときには、一部停電となりましたけれども、東京電力の努力によりまして復旧していただいたので、水道に関しても特に問題はなかったということでございます。

今後の見込みでございますけれども、水道の使用量につきましては、使用の水量につきましては、昨年度よりも減っております。それですので、水源の水量的には問題ないということでございますので、皆さん、どんどん水を使っていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 6番、いいですか。

○6番（菊池 良君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 昨年も聞いたんですけれども、昨年は「A E R A」か何かの調査で、八丈の水道は危ないというのが出たんですね。ことしは、ごめんなさい、どこだか忘れたんですが、日本全国の水道事業所の中で上から5番目に八丈は危ないと。20年後には1万5,000円ぐらいに水道料を上げないと、漏水管とかいろんな配管の修繕が間に合わないと、大変だというふうに出ていたんですけれども、今回の補正も、漏水による補修ということで金額が上がっているかと思うんですが、その辺の配管交換とかの見込み等はどうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 古い老朽管の更新につきましては、老朽化の進行よりも更新が追いついていないという状況ではございます。

ただ、今回補正に上がっております漏水等の修繕費につきましては、昨年度よりは減っている状況でございます。

もちろん水道事業会計は厳しい経営状況でございますけれども、今後も皆さんに安心して水を使っていただくよう努力しているところでございますが、状況は厳しいということでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） その厳しい中で、私もだんだん議員さんを長くやってきて、水道というのは黒字になるということはないものなんだというのがわかってきたんですね。例えば一般会計からお金をもらって修繕の速度を早めるとか、そのような計画はあるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 修繕を、更新を、老朽化より多く進めたいというのはやまやまでございますが、年内にできる事業量というのがございます。幾らこちらが発注しても、年内にやり切れないという状況がございまして。その辺が、幾ら一般会計から投資事業に対して繰り入れをもらったとしても、そこで制限がかかるという状況でございますので、ちょっと難しいかなと思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 例えば入札をかけて、島にも水道の業者さんはまだ結構あるとは思いますが、入札のときの費用が安いので不調でそうなのか、実際に本当に業者さんが足りなくてやり切れないのか。もし業者さんが足りなくてやり切れないということだと、今後何かあったときに、修繕できないということになりますので、それはそれでまた別の方向というか、考えていかなくちゃいけないと思うんですけれども、予算の面なのか、本当に業者が足りないのか、その辺はどうですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 水道事業に限らず、今は町の事業に対して不調が数件、年度内に起こっている状況でございます。その理由を聞きますと、やはり東京都発注の事業もありますし、町の発注事業もありますので、その辺で手が回らないという状況を聞いてございます。

ほかの手だてということでもございますけれども、その辺は、こちらの更新について、優先順位をつけて、先に更新しなきゃいけないところの優先順位をつけて行っていくしかないというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第69号 平成31年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、議案第70号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計補正予算の次の水色の紙の次になります。

1枚めくりまして、運-1ページのほうをお願いいたします。

議案第70号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページのほうをお願いします。

平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

まず収入でございます。

1款自動車運送事業収益267万2,000円の増、2項営業外収益180万9,000円の増。こちらにつきましても、退職給付引当金戻入益の増でございます。3項特別利益86万3,000円の増。こちらにつきましても、過年度損益修正益でございます。

続きまして、支出でございます。

1款自動車運送事業費用134万6,000円の減、1項営業費用130万6,000円の減。こちらにつきましても、臨時のバスガイドの不足によりましてバスガイド1名の人件費の増がありますが、管理者の人件費の減によるものでございます。

運-11ページをお願いいたします。11ページのほうでございます。

2項営業外費用4万円の減。こちらにつきましても、消費税納付額でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第70号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、議案第71号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客自動車運送事業会計の次の緑色の紙の次になります。

1枚めくりまして、病-1ページをお願いいたします。

議案第71号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長（菊池正勝君） はい。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

9ページのほうをお願いいたします。

平成31年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1款病院事業収益1,226万7,000円の増、2項医業外収益1,226万1,000円の増。こちらにつきましては、病院勤務者勤務環境改善事業補助金の増でございます。こちらにつきましては、職員外の医師の宿日直に係る費用への補助金でございます。さらに、退職給付費引当金戻入益が842万円ございます。3項特別利益6,000円の増。こちらにつきましては、過年度の診療報酬の増でございます。

続きまして、支出でございます。

1 款病院事業費用3,287万7,000円の減、1 項医業費用3,288万1,000円の減。こちらにつきましては、人件費の減でございます。

ページ飛びまして、病-12ページのほうになります。

3 項特別損失4,000円の増、過年度の診療報酬の増でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6 番。

○6 番（菊池 良君） このところ、病院の話題が大分いろいろ出ているんですけども、看護師さんの人数不足とか定員不足とか、そういったものが出ているんですが、過去5年ぐらいで、定員がどのぐらい充足していなかったのか、その辺がわかれば教えていただきたいということと、それから、多分、公立病院で人数で、ある程度、病床とかベッド数とかそういうので、あるいは人員が減ったりすると、東京都あたりの補助金が減る基準というのがあるかと思うんですが、その辺は現在どうなのでしょう。八丈町がそれに該当しているのかどうか、その辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菊池 良君） ただいまご質問にございました、まず看護師の変遷でございますが、この11月現在22名在籍しております。30年4月、去年4月現在は20名でございました。29年4月が24人、28年4月が27人、27年4月が27人、26年4月が28人という状況で、過去5年の推移はこのような状況でございます。

それから、看護師が少なくなることによって、東京都の補助金、東京都に限らず、補助金とか、どういうふうな影響があるのかということでございますけれども、補助金に関しましては影響はございませんけれども、診療報酬の請求に当たりまして、看護師さんの夜勤の1カ月の時間が72時間を超えますと、診療報酬が72時間以下の場合に比べまして15%の減になります。これがまた3カ月続きますと、今度は30%の減ということになります。この部分が一番の懸念される部分でございます。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 6 番。

○6 番（菊池 良君） やっぱりそうすると、30年4月からは増えているということなんです

が、それ以前から比べるとかなりの人数が減っているということですよ。それで、この後ろのほうに、派遣看護師賃金とか、そういうものがございますけれども、これは、臨時に対応するための職員ということでやっているのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菊池 良君） そのとおりでございます。不足する分を、業者の紹介等を依頼しまして、派遣していただく場合と、紹介していただいて定期間、1年とか雇用する場合もございます。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） それはどのぐらいの人数という形でやっているのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 大体2人ぐらいです。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） そうすると、臨時の看護師さん等についてもローテーションで多分組み込んでやられていると思うんですが、その辺の状態に影響というのは具体的には出ていないということではないんですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 今申し上げた臨時の看護師さんというのはフルタイムの看護師さんが2名ということでございまして、このほかに臨時の看護師さん、パートタイム等も数名、七、八名ございまして、そういう方たちを、あと看護助手さんですとか、そういうものを活用しまして、勤務体制をつくっているところでございますけれども、このような状態が続けますと、看護師さんの労働環境の基準は満たしているかもしれないんですけども、労働環境が悪くなるということで、労働環境の悪化が懸念されているところでございます。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 状況がそういう状況だということで教えていただいてありがとうございます。

我々議会としても、やっぱり何らかの形でその辺を一緒になって、今後の人員の確保をやっていないといけないと思いますので、その際はまた情報等もいろいろ共有させていただきながらお願いしたいと思いますので、頑張ってくださいというのも変ですけども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 答弁はいいですか。

○6番（菊池 良君） いいです。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

11番。

○11番（廣江 才君） 収入及び支出、9ページですけれども、病院勤務者環境改善事業補助金ですか、これは医師を含めての改善ということですか。内容をちょっと教えてほしいんですけれども。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） これは医師の働き方改革に関しまして、常勤の医師の夜勤と祝日等休みの日の日直等の負担を減らすために、島外から臨時で宿直をしていただける先生とか、そういう方をお呼びする場合がありますけれども、そういう宿直ですとか日直に支払った金額を、東京都から補助していただけるという状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 私は、良君のほうからいろいろ聞かれたんでしょうけれども、実際問題、人数が何とか足りているような状態だと。看護師の問題なんですけれども、実際、この間お話をちらっと聞いたところによると、休みもとれない状態で、実際、12月に退職者が出ると。また、どうしてもなくやめるというんじゃなくて、何かそういう環境改善もできない状態じゃ勤めてられないと、また3月に退職者が予定されていると。

その細かい理由は、私はわかりませんが、そういった状況はやっぱり現地にいてご苦労されていると思いますよ、厚労省の勇み足とか、そういう問題で、もう無駄な時間を使わされて、どうしてもない役所だとは思いますが、どうしても、こういうことを前もって、もう大体事務長あたりは把握されていると思うんですよ。どういう手の打ち方をして、これからどうしてやったらいいかということのをちょっと1回、考え方だけで、お願いします。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） なかなか人を募集しても、看護師さんに限らず、ほかの医療スタッフに関してもなかなか応募がない状況でございます、そこで一番苦労といたしますか、苦心しているところでございますけれども、まず看護師さんに関しましては、労働環境の改善ということで、今3交代制なんです。聞きましたら、それを2交代とかそういうものに変えたほうがいいのかという要望もありますので、2交代制に変えていけるかとか、あとは夜勤の労働環境の改善のために、きのうも申し上げましたけれども、ほかの職種、代替できる職種を入れまして、八丈にもそういう資格を持っている方が多いと聞きますので、なるだけ長

く働いていただく方を入れて、看護師さんの労働環境の改善に努めていければと考えております。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 大変ありがたい話なんですけれども、具体的にお話、一方的な話しか聞いていないもんですから、それが正しいかどうか、全部が正しいかどうかわかりませんが、雇用の関係、臨時だとか、それを職員にしてもらえないとか、そういう具体的な、雇用を確保するために、そういうことも考えの中にはありますかどうか。恐らく町のほうも多少、町というか議会のほうも多少動かなきゃいけないと思いますけれども、その辺で具体的なことをお聞きしたいことはあると思いますけれども、とりあえずその辺を今考えられる範囲内で結構ですけれども、そういうお金にかかわる問題ですから、そういうことも考えられるのかどうかお尋ねします。

○議長（奥山幸子君） 事務長、いいですか。

○病院事務長（菊池 良君） 職員の確保策ということですが、まず、来年度から会計年度任用職員という制度が始まりまして、現在、看護助手さんとかパートで働いている方はそちらに移行します。そうすると賃金も多少上がりますし、ボーナスも出る、それは勤務時間によって変わってくるんですけれども、ボーナスも支給される方も出ますので、その面で常勤労働条件は少しずつでも改善できるかなというふうには考えております。

あとはやはり、先ほども申し上げたとおり一番は夜勤の数の不足ということで、そこに対して正職員の手当てを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 今も夜勤の話しているんですけれども、現実には1カ月間、休暇も一日もとれないというような状態もあったというお話を聞いて、もうちょっと過剰人員をしろというわけじゃないんですけれども、その辺をちょっと配慮してもらえればと思います。余りこれ以上、今もう目いっぱい状態ですから、過酷には言えないんですけれども、一応そういうことをお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 答弁よろしいですか。

○11番（廣江 才君） 結構です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 病院の話は、今回、結構出るかなとは思っていたんですが、先ほど夜

勤、超過勤務というか、72時間以上になると15%、3カ月続くと30%という話ですけれども、具体的に金額的にはどのぐらいになりますか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 現在、1人につき1日につき1,121点ということは1万1,210円請求できることになっておりますけれども、それが15%減になりますと約9,500円、30%減になりますと約7,800円というふうになっていきます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 人件費に対しての削減ということですね、30%ということですね。そのことと、あと、看護師さんたちのいろんな意見とか、そういったことは上の人にどういふふうに伝わったり、その声に対しての改善というのはどういふふうにされているんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 毎月、院内会議というのを開きまして、そこで院内の状況を各部門の長が集まりまして、そこで対策等をお話すんですけども、そういうところでの病院としての方向性を決めるところがあります。それから、その上に、4者会議というものでございまして、管理者と私と師長と院長とで最も緊急に対策しなければならない懸案というものを議論する、検討する会議がございまして。その中で、看護師さんの労働条件の要望ですとかは、まだ私どものところまで実際のところ届いてございませんでした。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今回の問題の中で、一つには、直接働いている看護師さん、上の人たちの会議ではいろいろそういう話し合いがあるかもしれないけれども、現場で働いている看護師さんたちの声がなかなか反映されにくかったなというのが一つあるかなと思います。

議運のほうでも話し合いまして、先ほど良議員がおっしゃいましたように、議会の中から何人かで調査活動をこれからしていきたいと思って、そういう人たちの声も吸い上げながら、当然、経営努力をされて、病院は大変な状況だと思うんですけども、やはりいい方向に、病院の問題というのはやはり八丈の政策というか、行政の中で最も大事なことのひとつだと思いますので、議会と町と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それまでに、そうなんですけれども、やはりさっきの看護師さんたちの声が反映されるような機会が必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 月に一度開かれる院内会議というのは、看護師さんも4名から5名出ておりますので、そこで意見を述べられないような環境があったということでしたら、そこを改善して行って、その場で自分たちの思っていることを言えるような環境の場になりたいと考えております。

○9番（岩崎由美君） よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 先日、私も会議でいろんな看護師さんたちの声を聞いたんですが、その中で、時間外でいらっしゃる方がたくさんいると。時間外で来ないで、普通の通常の時間に来ていただくだけでも看護師の負担は減るといふようなお話を聞いたんですね。例えば時間外ではなくて通常の時間に来てくださいと。

時間外に行く人もどうしようもなく行く人はしょうがないですけども、待ち時間がないからわざわざ時間外を選んでいくとか、意識的に時間外を選んでいらっしゃる方がいるらしいんですね。私も実際にそういう方を知っています。今はもうお亡くなりになりましたが、必ず時間外で行っているという方を知っています。

やっぱりそういうことではなくて、正規の時間に来てほしいということをしてPRすることも大切だと思うんですけども、何かそのような取り組みはできないのかということと、これ素人考えなので変なことを言うかもしれませんが、例えば時間外の割り増しのお金ってありますよね、それを町独自の条例みたいなものを使ってちょっと値上げをして、時間外だとやっぱり高くつくから正規の時間に行きましょうというような意識づけをすれば、そのようなことというのはできないものなのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） なかなか患者さんを実際に医師が診ないと、この人は診療が必要でなかったとか、本当に必要だったとか判断の難しいところではございますけれども、時間内に来ていただくのは、周知はできるかと思ひます。

それから、時間外の点数増に関しましては、制度を調べてみないと、今すぐにはお答えできないんですけども、可能かどうか検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 病院経営も苦しいので、もし可能でしたら調べていただいて、提案していただいて、またみんなで議論をしてどうなのかというのを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

○5番（沖山恵子君） はい。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 病院の運営協議会みたいな組織があると思うんですけども、その中では、勤務環境の問題等については話し合われてないのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 運営協議会というのが、年に4回開かれておりますけれども、各地域の代表者から来ていただいて、主にその中で議論されるのが労働環境ではなくて、病院の施設の改善ですとか、そういうことが主なものでございます。今のところ、職員の労働基準とか労働環境に関しての議論とか質問が出されたことはございません。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） いろんな組織で病院の運営について協議はされているみたいなんですけれども、ぜひ、その協議が病院運営に生かされるような内容にさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

○10番（金川孝幸君） はい、要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第71号 平成31年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第5、議案第72号 八丈町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは書類番号の5番をお願いしたいと思います。

議案第72号 八丈町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法等の改正により、条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということでございまして、こちら5ページほどの文章が書かれております。

内容といたしましては、まず、平成28年に地方公務員法の改正を受けまして、令和2年、来年4月より、会計年度任用職員に統一されますという内容になります。

この会計年度任用職員とは、業務の繁忙期や職員に欠員が生じた際に、職員の補助として1会計年度、1年ですね、その任期として任用される非常勤の公務員という位置づけになります。今までの臨時職員とどこが変更になるかということで、今回は5点ほど大きく変わる場所がございますので、この5項目についてご説明いたします。

まず1点目が給与の変更ということで、同一職種同一賃金という観点より、正規職員の今現在、行政職給料表ということより、この賃金の単価を算出いたします。2点目といたしましては通勤、期末手当が支給されると。これは一定の条件に該当する職員となります。また3点目が雇用形態、フルタイムまたパートタイムの選択制になると。また4点目といたしましては年次有給休暇等の付与。こちらは勤務時間により、夏季休暇、特別休暇、育児休暇などの職員と同等の休暇が取得できると。こちら4点が権利の部分になります。

また今度、一方、義務のほうもありまして、5点目が服務規程。これが常勤職員と同等となるということで、服務規程にはサービスの宣誓や法令遵守、また守秘義務等々の規定が対象に

なって、そういう任用のあり方によって変わっていきますよというのが、この会計年度任用職員の導入という制度です。

臨時職員さんに、今回福利厚生部分を含めて、このような待遇の改善によりまず職場環境を充実させていくと。先ほど病院の事務長からもありましたように、このように改善していくというのが、この会計年度任用職員の導入ということになります。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するということになります。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） パートさんからフルタイムになると、給料表とかが適用されるということだと、今お伺いしたいんですけれども、例えばさっきの病院に戻りますけれども、病院の方でも、助手さんみたいな形で長年お勤めの方がいらっしゃると思うんですね。その場合、病院に今まで10年勤めていましたということは、給料表の号数とか段階を決めるときに考慮されるのか、それともパートさんだということで、同じところから始まるのか、その辺の細かいスタートのラインというのはどうなりますでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 当然、その経験年数、また職務の内容、困難さということをいろいろ考慮いたしまして、恐らくはそのような給料を算出すると思います。それは考慮されると思っております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 勤める側にはありがたい制度だと思うんですけれども、雇う側として、例えば私が会社の社長でこういう制度ができたらと思うと、フルタイムよりパートにしてしまおうというふうな、人件費を削減しようという気持ちが働くと思うんですけれども、役場のほうで現在フルタイムで働いている方が何人ぐらいいて、その方がそのまま継続する予定なのか、あるいはパートさんにする予定なのかというところをお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 今、フルタイムとかパートタイムの部分の人数の把握は、細かいことはできませんけれども、一応今臨時職員ということで、八丈町全体で雇っていますのが恐らく150人以上、これは1日であつたりとかいろんな場面がありますので、一概には言え

ませんけれども、このような臨時職員を雇っているということになります。

あともう1点ですが、今回このような改正が行われました。福利厚生の部分も見るということでは、当然財政事情におきまして町は大きな負担をしていくということで、今度は町の職員のいろいろな配置の部分があると思います。各課で今バイトさん、臨時職員の方を雇っているところで、何人の人数が必要になるんだということ、今後は恐らく細かく検討して精査していきながら、職員の数等にも配慮していったって考えていかないといけないというような状況になっていくと思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 私の知るところでは、フルタイムで9時－5時といいますか、職員と同じ時間で働いている方というのは、そんなにいらっしゃらないんじゃないかなと思うんですね。現在でも、週に20とか40とかの時間制限があって、多く働いた方には雇用保険をかけてくださいよとか、厚生年金をかけてくださいよとか、いろんな決まりがございまして、人件費を抑えたい場合にはぎりぎりの時間、例えば20時間でしたらば、19時間で抑えてパートタイムにしておくとか、そういうようなことを考えるものなんですけれども、経営者の側としては。

ぜひ、先ほどの病院とかで働いている助手さんのような方がいらっしゃいましたらば、なるべく、多少お金はかかるとは思いますけれども、フルタイムの待遇のいいような形に切りかえるような形にさせていただきたいなど。どうしても、雇われる側は弱い立場ですから、来年から制度が変わりますからこうなりますよと言われると、はい、そうですかというふうにならざるを得ないところがあるので、やはり島の中は経済も余り芳しくないというか、役場のパートで働くことを糧としている方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、その辺は上手にやりくりをしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。要望です。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） この件で参考までにお聞かせください。

大体、今11億円ぐらい人件費がかかっていると思うんですけれども、これを導入した際にプラスになる金額は大体どのぐらいと見積もっていますか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 今現在では、当初予算を編成中でございますので、今ここでお答

えできません。

○議長（奥山幸子君） ほかに。ございませんね。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第72号 八丈町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、その次になります。

議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法等の改正に伴い、関係条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、こちら、今ご説明いたしました会計年度任用職員、それに伴いますものでございます。文言の訂正、またいろいろ、ここに8項目ほどありますが、これは会計任用職員の勤務時間、育児休暇、また職員の分限や懲戒など、この部分に関する条例を改正す

ることが記載されております。その制度に準用するための改正となっておりますので  
よろしく申し上げます。

附則。

この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） これって報酬表の1万1,800円とか8,000円のところまで続いています  
か。お伺いしたいんですけれども、いろいろな特別職の職員といたしますか、会議の費用って  
毎年膨大な額に上っていると思うんですけれども、去年も聞いたんですが、1万1,800円と  
8,000円って、なぜ違うのかということと、これを少し安くすることはできないのかという  
ことは考えられませんか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） こちらは、このように条例で内容等が定まっておりますので、も  
し変えるとなると、全体の見直し作業に入っていくと思いますので、その辺はちょっと……。

○5番（沖山恵子君） あと金額の違い。

○総務課長（奥山 拓君） すみませんでした。これはその中身によって、いろいろな部署か  
らの集約になっておりますので、その事情がまちまちであるということで、このような設定  
になっているということでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 例えば選挙のときとか一日中いて、これではかえって安いんじゃない  
かなと思うようなことですか、あとは二、三時間で終わる会議でちょっと高くないじゃない  
かというものとか、会議は二、三時間だけれども、事前に資料を読み込んでたくさん勉強  
しなくちゃいけないから同等なんじゃないかとか、いろいろ、それこそ課とか内容によって  
変わると思うんですね。

でも、1万1,000円と8,000円で、果ては予算の範囲内で町長が定める額というのはゼロ円  
でもいいし、1万円でもいいしということになると思うんですけれども、町も財政が大変だ  
と思うんですよ。たくさんお金があれば、どんどん払ってあげていいと思うんですけれども、  
こういうところにも今後見直しをしていったほうが、財政再建という意味ではよいのではな

いかなと思うのですが、今すぐどうということはないと思いますが、来年度までにご検討よろしくをお願いします。要望です。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、議案第74号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、次になります。

議案第74号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

非常勤職員の公務災害補償に関して、条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、こちらの内容につきましても、会計年度任用職員の制度、これを準用させるための関連での公務災害等の条例改

正となっておりますのでよろしくお願いいたします。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第74号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、次になります。

議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院による公務員給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の給与等を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、こちらは人事院の勧告を参考にいたしまして、八丈町の給与の改定をするものでございます。

内容といたしましては大きく3点ございます。まず1点目が、町職員の改定ですけれども、こちらは今回全体を平均して0.1%引き上げるということになっております。特に若年層です、今主事とか主任、その辺のクラスへの配慮ということでこの部分を手厚くして、金額的に申し上げますと400円から1,000円という範囲での引き上げ改定となりまして、これを全体でならして平均して0.1%ということがあります。これが1点目です。

次に、2点目でございますが、民間の支給状況を踏まえまして、今度は職員の期末勤勉手当の部分を0.05月分引き上げるというものです。また、こちらは同様に議員の皆様、また特別職も同様の0.05月分の引き上げという改定になっております。今年度より、この期末勤勉手当は6月と12月、年2回出ていますが、これは平均して同じような配分で支給されているということになります。

続きまして、3点目ですが、これ住宅手当の支給の部分ですけれども、こちらを2万7,000円から2万8,000円、1,000円引き上げるという内容となっております。

以上が今回の条例改正の内容となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、給料表の後の第2条というところに、第10条2第1項中1万2,000円を1万6,000円に改めと書いてあり、その下に2万3,000円を2万7,000円に、1万2,000円を1万6,000円に改めると書いてあるんですけれども、これはどういう内容のものなのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 失礼いたしました。これは住宅手当の関係で、下限部分というのがあります。これを1万2,000円から4,000円引き上げて1万6,000円にすると。そこの原資を利用して、今回1,000円のアップをするというような仕組みになっているという内容でございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、ちょっと意味がよくわからなかったんですが、今まで1万2,000円の住宅手当を払っていた人には手当を支給するけれども、今後は1万6,000円払っている人からしか支給しないよというようなことなんでしょうか。その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） そういうことになります。特に、今回、この2,000円以上の減額になる職員がいた場合には、1年間の経過措置を設けるという措置もしております。

○議長（奥山幸子君） 5番さん、わかりましたか。

○5番（沖山恵子君） 損する人もいれば得をする人もいるし、平均してはちょっとアップするようにしていますよということですね、わかりました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第9、議案第76号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課課税係長。

○税務課課税係長（米田眞理君） 次のページをお願いいたします。

第76号議案 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

軽自動車の環境性能割に係る非課税及び減免の規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

八丈町町税条例の一部を次のように改正する。今回の改正は軽自動車税の環境性能割に係る非課税及び減免に関して、東京都の自動車税の環境性能割の取り扱いと同様にするためのものです。非課税の自動車は日本赤十字社が所有する救急自動車などです。減免する自動車は、1、障害者が取得した自動車または生計を一にする者が障害者のために運転する自動車。2、障害者の利用に供する自動車。こちらは車検証に車椅子移動車、身体障害者輸送車、入浴車と記載されているものになります。3、障害者の利用に供する自動車で、2で挙げた以外の自動車。4、障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車となります。

減免する額はそれぞれ、1で挙げた自動車については、課税標準額300万円を上限に税率2%を乗じて得た額。2で挙げた自動車については、環境性能割の全額。3及び4で挙げた自動車につきましては、構造変更の費用に要した額に税率を乗じて得た額となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第76号 八丈町町税条例の一

部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 次のページをお願いいたします。

議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

この条例なんですが、法令等の規定に伴い、災害救助法が適用されるほどの甚大な被害があった場合に、お亡くなりになられた方に弔慰金、また負傷等によって障害等が残った場合に支給する障害見舞金、また生活の立て直しに資するための貸付金を定めた条例になります。

今回の条例の整備については、貸付金の部分になるのですが、被災者の返済負担を軽減するために、貸付利率を3%から1%に引き下げるもの、また償還金の支払いの猶予について対象範囲の拡大をするものになります。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第77号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。
- 

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、議案第78号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

- 住民課長（佐藤真一君） 続きになります。

議案第78号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町浄化槽設置管理事業に地方企業法を適用することに伴い、条例の改正を行う必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例ということで、こちら条例中、「町長」の文言を「公営企業管理者」に全て改めます。こちらは、公営企業会計の適用のさらなる推進についてという総務大臣通知によりまして、地方公営企業法への移行の要請があり、人口3万人以下の私ども八丈町も令和5年度までに移行することが必要となっております。

なお、公営企業法の適用についての詳細は、次の議案第79号上程時に、企業課長より説明申し上げます。

以上で説明を終わります。

- 議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

11番。

- 11番（廣江 才君） 公営企業管理者の件についてお尋ねしますけれども、町長、今また、公営企業の管理者の不在ということになっておりますけれども、これはいつごろまでに新たに決める考えはあるのかどうか。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） 病院の会計の部分でも、職員不足につきましていろいろご指摘がありました。採用につきましては、今回、島外で募集しまして、結構の人数が応募してきました。そういう中で、来年4月にはどうか職員の部分が、一般会計も含めて、技術職はなかなか見つからない部分がございますけれども、そういう中で、職員からもやっぱり欠員が生じますと不満が出ます。また、管理職も、職員を見るという部分で、まとめるという部分で、大変苦勞していると思いますけれども、4月には、私の判断でぜひ置きたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第78号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、議案第79号 八丈町浄化槽設置管理事業の設置等に関する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、ただいまの議案の次になります。

議案第79号 八丈町浄化槽設置管理事業の設置等に関する条例。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町浄化槽設置管理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、条例制定の必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

こちらのほうは、先ほど住民課長からお話もありましたけれども、人口3万人以下の市町村につきまして、簡易水道事業及び浄化槽事業含む下水道事業については、令和5年度までに地方公営企業法の適用を求めてきたことによるものでございます。

条例の中身でございますけれども、3つの条文からなっております。これにつきましては、公営企業法を適用するために、一般的な条例文となっております。ここの第3条の2項に、浄化槽設置管理事業は、八丈町浄化槽設置管理事業条例の規定によるものとするという条文がございますけれども、これによりまして、中身については今までと変更がないというようなことになっております。

次、附則のほうで施行期日等を定めております。施行日につきましては、令和2年4月1日からということでございます。

あと、この条例制定に伴いまして、八丈町浄化槽設置管理事業の減債基金条例、八丈町浄化槽設置管理事業特別会計設置条例、この2つにつきましては廃止となります。

この廃止に伴いまして経過措置がございます。八丈町浄化槽設置管理事業の減債基金につきましては、公営企業法を適用させた浄化槽設置管理事業の会計に帰属するということでございます。また、廃止となります特別会計でございますけれども、平成31年度分の決算につきましては、現状の特別会計で決算を行うということになります。また、特別会計にする剰余金等、債権・債務につきましては、新しい公営企業法を適用した浄化槽設置管理事業に引き継ぐということになります。

その他、附則等いろんな項目がありますけれども、こちらにつきましては、公営企業の関連条例に八丈町浄化槽設置管理事業を追加するというようなことでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第79号 八丈町浄化槽設置管理事業の設置等に関する条例は原案どおり可決いたしました。

(「休憩」の声あり)

○議長（奥山幸子君） じゃ、30分まで休憩いたします。30分まで、10時半まで。

(午前10時16分)

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時30分)

---

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、議案第80号 消防団防火服購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） おはようございます。

それでは、書類番号の6番をお願いいたします。

議案第80号 消防団防火服購入契約。

上記議案を提出する。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

消防団防火服購入契約。

消防団防火服購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的、消防団の装備の基準第4条の規定に基づき消防団員に貸与する防火服について、より多くの消防団員に当該物品を配備するため。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、1,436万1,600円。

4、契約の相手方、東京都千代田区岩本町三丁目2番1号、株式会社渡辺武商店、代表取締役、長竹晃平。

5、支出科目については省略をさせていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

この防火服の納期でございますけれども、来年令和2年3月31日までとなっております。

購入の内訳等につきましては、消防長よりご説明申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

○消防長（瀬筒 稔君） 消防団の防火服購入についてですけれども、消防団の装備の強化を図ることにより、消防団員の活動における安全確保を充実させること、これは非常に重要なことと考えております。

防火服のタイプですけれども、上着とズボンと分かれておりまして、今現在の消防職員の防火衣と同等の仕様となっております。色は黒色をベースとしまして、背中に八丈町消防団の文字が入ります。85着購入ということで、各分団に14着前後配備する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第80号 消防団防火服購入契約は原案どおり可決いたしました。

---

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、認定第4号 平成30年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号7番をお願いいたします。

認定第4号 平成30年度八丈町一般会計決算認定について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

説明に当たりましては、こちらの一般会計の30年度の決算書、それと、別でお配りしております決算審査資料の企画財政課資料1番の2つをご用意いただければと思っております。よろしいでしょうか。

それではまず、決算書のほうをお願いいたします。ページをおめくりください。長丁場になります。よろしくをお願いいたします。

まず、平成30年度一般会計決算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計決算額は、歳入総額75億1,023万2,367円で、前年度と比較いたしまして7.9%の減となりました。歳出総額は73億7,972万234円で、前年度と比較いたしまして、こちら7.9%の減となっております。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億3,051万2,133円となっております。

ページが飛びまして申しわけございませんが、決算書の89ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書というところでございます。こちらは1,000円単位となっております。先ほどの1億3,051万2,000円から、事業繰り越しのため翌年度に繰り越すべき財源の計欄、2,424万1,000円を差し引きました実質収支額は1億627万1,000円となります。4のところ、翌年度へ繰り越すべき財源中、（1）継続費の内容につきましては、新クリーンセン

ター建設関係と中道団地建設関係を合わせまして60万2,000円となっております。(2) 繰越明許費の内容でございますけれども、こちらはフリージアまつり、ふるさと村古民家移築、道路整備、防災無線デジタル化に向けた調査関係、給食センター炊飯器の購入、旧歴史民俗資料館の土地建物の購入でございます、これらを合わせて2,363万9,000円となっております。

また、ページが飛びまして申しわけございませんが、決算書の114ページをお願いいたします。

こちらは平成30年度と29年度の款別決算額比較表となっております。左から2列目が年度になりますので、30年度の行をごらんいただきたいと思っております。

歳入のうち未収額については、まず、1款の町税、ページをおめくりいただいて、次の12款使用料及び手数料、それと下のページ、19款の諸収入を合計いたしまして4,558万4,948円となりました。対前年比で869万1,382円減少してございます。町税の未収入額が526万円ほど減少しているほか、住宅使用料につきましても216万円ほど減少してございます。

全体の収入割合といたしましては116ページの最後の行、右下2番目の列にも記載のとおり29年度は99.2%、その上の30年度は99.3%ということで、若干改善している状況でございます。

次に、同じページ、歳入合計の右から6列目、30年度の不納決損額の合計は672万4,284円でございます。内訳といたしましては、114ページに戻っていただきまして、まず、公債権でございます1款の町税が町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせて509万5,900円。それからまた次のページにいただいて115ページ、私債権の放棄としていたしましては12款の使用料及び手数料、こちらは住宅使用料と保育料になりますが、合わせて145万3,524円、また下のページ、19款の諸収入、こちらは給食費になりますけれども、17万4,860円となっております。

なお、私債権の放棄につきましては、私からの説明の最後に所管課より詳細を報告させていただきます。

続きまして、歳入決算額の内訳を説明いたしますので、申しわけございませんが、企画財政課の資料1番、こちらのほうをお願いしたいと思います。

ページをおめくりください。まず、1-1ページでございますけれども、一般会計以外の会計につきましては所管課よりご説明がありますので、ページを飛びまして1-2ページです。次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、一番下に記載のとおり、収入済額75億1,023万2,000円であり、左の予算現額74億9,101万8,000円に比べ、1,921万4,000円の収入増となりました。

予算現額との比較で大きくプラスとなっているのが、まず、1、町税でございます。こちらは固定資産税をかた目に見ていた関係もございまして、260万円ほど増額となっております。

12、国庫支出金は新クリーンセンター建設に係る循環型推進交付金分で、翌年度調整する部分が含まれてございましたので1,340万円ほど増額となっております。

主な構成比につきましては、割合の多い順に、1番目が9の地方交付税で33.9%、2番目が14の都支出金で30.3%、続いて1の町税12.4%となっております。

次に、下のページ、1－3ページに移らせていただきます。

歳出でございますけれども、一番下の支出済額は73億7,972万円で、左の予算現額に対しまして執行率は98.5%となりました。

歳出の構成比につきましては、1番目が3款の民生費で18.4%、2番目が2款の総務費で17%、続いて、4款の衛生費が16.4%、8款の土木費が13.3%、10款の教育費が8.2%となっております。上位3位までは前年度と変わりございませんけれども、三根公民館や三根本所の製氷施設完成などによりまして、こういった大規模事業の完了により、教育費や農林水産業費の順位が繰り下がっているというところでございます。

歳出の個別の事業内容につきましては、各課から提出された資料のとおりでございますので、私のほうからは、全体を通しての新規事業等を中心にご説明させていただきます。

2の総務費におきましては、国際交流事業360万円。有人国境離島法による滞在型モニターツアー460万円や雇用機会拡充支援3,290万円等がございます。

3、民生費では、新設の地域活動支援センター運営補助450万円や第九コンサートの補助220万円などがございます。

4、衛生費におきましては、新クリーンセンター建設に向けての事業費が3,700万円と大きく増加をしております。

7、商工費では、ふるさと村の移転関係730万円。

10、教育費では、旧歴史民俗資料館土地建物購入1,730万円などがございます。

工事関係といたしましては、3、民生費におきましてはむつみ第二保育園の改修。6、農林水産業費では、漁村地域防災力強化として行いました旧製氷施設の解体。8、土木費では9路線の、9本分ですね、9路線の道路整備や継続事業で行っております中道団地の建設。

9の消防費では、高規格救急車の購入。10、教育費におきましては、給食センターのボイラー交換などを実施したところでございます。

続きまして、1－4ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出の決算額について前年度との比較になってございます。まず、左側の歳入についてでございますけれども、29年度との比較で大きな増となっているところは、まず、国庫支出金8,200万円がでございます。要因といたしましては、雇用機会拡充の補助金が1,500万円。公共土地改良補助金が1,500万円。道路関係4,000万円などの増額が挙げられるところでございます。

一方で、減となっているものとしていたしましては、都の支出金5億6,100万円、地方消費税交付金2,400万円、地方交付税1,800万円、使用料及び手数料1,200万円などがございます。まず、都の支出金におきましては、都からいただける総合交付金、これが2億8,400万円の減のほか、漁協本所の製氷施設の補助金4億円の減というのが大きな要因となってございます。また、使用料の部分におきましては、歴史民俗資料館の休館により500万円ほどの減額といったものがございます。地方交付税につきましては、特別交付税の部分が1,400万円減額となってございます。

次に、右側の歳出につきましては、大きく増えているものとしていたしましては、土木費、衛生費、消防費の順となります。

土木費の1億5,000万円の増要因でございましては、道路整備部分の9,000万円増や中道団地建設1億1,200万円の増といったものがございます。

衛生費の4,500万円の増加につきましては、新クリーンセンター建設に向けた総合支援業務などがございます。消防費の4,100万円の増額につきましては、高規格救急車の購入費2,200万円や救急車搭載用の資材購入1,000万円などがございます。

一方で、減となっている部分におきましては、農林水産業費と教育費がそれぞれ4億円ほど減少してございます。これが先ほど来の漁協本所の製氷施設や三根公民館の完成によるものでございます。

民生費の2,700万円減は、臨時福祉給付金や国保会計の繰出金の減が要因となってございます。

商工費の3,700万円の減は、宇喜多秀家公の史跡駐車場の整備完了やふるさと村の管理委託料の減といったことが要因として挙げられます。

次に、下のページ、1－5ページに移ります。

30年度の財政状況になります。まず、普通交付税の算定に関しますが合理的な平均的水準で行う行政経費や施設の維持管理費用といった財政需要を、国が定めた一定の割合で算出することになってございます。町の場合、30年度においては、ここに記載のとおり需要額が31億4,500万円。逆に、標準的な税収入を一定割合で算出した収入額のほうが9億4,300万円となり、この差額を普通交付税としていただいております。国から交付されるものでございます。

標準財政規模につきましては、説明を省略させていただきます。

財政力指数については0.304でございます。基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年の平均値のこととございまして、この数値が1を超えた場合は、普通交付税の不交付団体となります。

次に、実質公債費比率については12.5%、前年度より0.1%の増となっております。

次の財政の構造の弾力化を示す経常収支比率は、新クリーンセンター建設に向けた総合支援といった物件費の増加に伴い87.2%となり、前年度と比較いたしまして2.6%増加いたしました。町債の平成30年度末の現在高は68億2,200万円で、新規発行額よりも返済額が多かったため2億4,300万円の減となっております。積立金は、後ほど説明いたします。

債務負担行為につきましては、翌年度以降にわたる支出の内容を定めておくものでございます。内容といたしましては、養和会さんに対しまして特別養護老人ホームの建設借入資金の償還元金を毎年1,595万円ずつ令和2年度まで支援する予定となっております。また、防災無線戸別受信機の購入費1,382万4,000円。また、庁舎の警備、清掃委託分としまして1,309万6,000円を31年度支出分として定めてございます。

最後に、積立分でございますけれども、右に詳細を記載してございます。基金の現在高につきましては、財政調整基金に1億400万円、公共施設整備基金に2億円、産業振興基金に5,000万円、ふるさと創生基金に1億円ということで、全体で4億5,400万円を積み立てたことによりまして、年度末の現在高は38億5,555万7,000円となっております。

一番上の列に記載してございます財政調整基金につきましては、年度間の財政の不均衡を調整し、弾力的で健全な財政運営を行うための基金でございます。13億400万円は、左にございます標準財政規模の約35億円に対しまして3分の1程度の状況でございます。30年度は積み立てをすることができましたが、今後の財政需要を踏まえた財政運営を考えますと、依然として楽観視できない額であると考えているところでございます。

2行目の減債基金より下の部分、公共施設整備基金から町立図書館基金までは、使途特定

の目的基金でございます。次の土地開発から災害復旧までの基金は、定額で運用する基金となっております。

1－6 ページをお願いいたします。

左側、歳出における性質別区分となっております。大きく減となっている部分におきましては、10の普通建設事業費で約7億円の減少となっております。先ほど来の漁協本所の製氷施設、また三根公民館建設の事業完了によるものでございます。

増えている部分におきましては、物件費が約4,500万円の増でございます。職員のパソコン等の更新費用1,700万円、また、新クリーンセンター建設総合支援3,900万円、観光案内板設置800万円、消防団員の雨がっぱの購入500万円などがございます。また、補助費が5,100万円ほどの増額となっておりますけれども、雇用機会拡充の補助金3,300万円、新規で地域支援センター運営補助450万円、島外医療機関通院補助1,500万円、町営バス赤字補填6,500万円といったものがございます。

一方、減となった部分におきましては、扶助費が3,200万円の減というところでございまして、老人保護措置費1,000万円の減や、臨時福祉給付金2,400万円の減などがございます。

右側は、歳出を節別にして区分して決算額を記載したものでございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、1－7 ページ、下のページでございます。

こちらは1－6 ページの左側の5の補助費等の主な内訳となっております。

主な増減を申し上げます。負担金、一番左側のところですが、全体といたしましては500万円の減というところでございます。

12の島嶼町村一部事務組合の管理型最終処分場運営に係る負担金が710万円の減となっております。その隣以降、補助金の部分ですが、全体で約4,200万円の増額となっております。

個別の部分になりますけれども、まず増の部分としましては、3の雇用機会拡充の補助金が1,900万円、26の水道会計の補助が550万円、28、農地創出再生支援事業810万円、バス会計の赤字補填1,000万円などがございます。

一方、減の部分では、23の病院会計の補助が1,200万円ほど減額となっております。

なお、こちらの補助金の改廃につきましては、毎年度、庁内の管理職以上の補助事業審査会で審査をし、適切に補助先、補助金額を決めているところでございます。

1－8 ページをお願いいたします。ページをおめくりください。

こちらは地方債の現在高の状況になります。先ほどの繰り返しになりますけれども、30年度の現在高は68億2,203万円ということで、前年度から2億4,300万円の減となっております。現在高の一番多い、10の臨時財政対策債は、地方交付税制度をもとに発行額が算定されており、その元利償還金につきましては、後年度、100%普通交付税で措置されます。

また、2番目に多い、11の都道府県貸付金は、普通交付税の措置のない公営住宅債が主となっておりますけれども、国の機関で借りるよりも都で借りたほうが安い、低い利率となっております。

3番目に多い、4の辺地対策事業債は、償還金に対しまして普通交付税で80%措置されま

す。他の地方債におきましても、事業内容によりましては30%、50%、70%、100%の交付税措置がある事業もありまして、後年度の財政運営に影響が少なくなるように毎年度借入れの実施の有無や借入先を検討しているところでございます。

下の表は、30年度の地方債の充当事業の内容となっております。辺地対策事業債におきましては、道路改良や水路整備、都道府県貸付金におきましては、公営住宅整備事業に充当をさせていただいております。

決算資料の説明は以上でございますけれども、別添でお配りされております監査委員による八丈町財政健全化審査意見書に記載のとおり、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、全て基準内であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様赤字なしで良好な状態であると認められておりますことを申し添えさせていただきます。

しかしながら、今後も大きな事業も控えておりますので、中期的な財政運営計画を立てながら、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で平成30年度一般会計の決算の内容の説明を終わらせていただきまして、引き続きまして、八丈町債権管理条例第14条に基づいた私債権の放棄につきまして、各担当課長から報告させます。

先ほどの企画財政課資料の一番最後のページをごらんください。

では、債権の放棄につきまして報告させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 企画財政課の1-21ページ、一番上になります。住民課と書いてございます。私債権一般廃棄物処理手数料、し尿浄化槽汚泥分の不納欠損について説明申し

上げます。

住民課が、八丈町債権管理条例第14条に基づき、平成30年度に実施いたしました、一番上に記載している私債権一般廃棄物処理手数料、し尿浄化槽汚泥分の放棄についてご説明申し上げます。

全5名分となりますが、いずれも当該年度の町営住宅入居中の債権となります。2名は生活困窮により生活保護受給者となり、3名は居所不明により消滅時効による時効期間が経過しており、いずれも回収不能の債権となります。平成24年度分の債権が2名分2,400円と25年度分の債権が5名分1万3,370円で、合計1万5,770円を放棄いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 続きまして、住宅使用料の不納欠損についてご説明いたします。

不納欠損になっている件数につきましては、全部で4件あります。1件は平成14年度から18年度までの住宅使用料ですが、こちらのほうは自己破産の判決により不納欠損となっております。また、残り3件につきましては、平成25年度分の住宅使用料ですけれども、生活困窮、生活保護、また時効による停止ということで、合計しまして143万7,754円が不納欠損となっております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 教育課が平成30年度に実施した私債権の放棄についてご報告いたします。

給食納付金、債権者は1名、児童・生徒3名分になります。平成27年度分1万6,100円、平成28年度分15万8,760円、総額17万4,860円になります。債権者の資産状況を確認した結果、生活困窮世帯であることから、民法第173条第1項第3号による時効消滅の到来並びに八丈町債権条例第14条の該当に至ったため、債権の放棄を実施させていただきました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 以上で説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入。歳出については款を分けて進行したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書、歳入、10ページから26ページについての質疑をお受けいたします。決算審査資料についてでも構いません。どちらでも構わないです。

5番。

○5番（沖山恵子君） 最後に説明がありました債権放棄の給食費なんですけれども、現在、低所得者に対する給食費の減免みたいな補助はあるのかと、この方に対しては、そういう制度を適用するとかお勧めするとかということにはなかったのかということをお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 教育の部分では、給食費に限らず、準要保護制度というものがございます。その準要保護は、本人から所得の状況とかそういったものを申請していただいて、本人申請の中でこちらで審査しまして、該当すれば給食費も負担がゼロという形になっておりますので、本人申請でやっております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） これは子供3名で6件ということだと、多分2年に渡ったと思うんですね。1年目で欠損がわかった時点で、そういうことでちょっと、町役場のものって全て本人からの申請なんですけれども、欠損があったという時点で町役場も気がつくわけですよね。この人払ってないよねと、どうしてだろうというところで、こういう制度がありますけれどもということをお知らせするという事はできないものなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず、準要保護につきましては、入学の説明会においても説明しております。こういった不納欠損になる方は、その当時は生活困窮に該当していないような方なので、給食費はかかっています。何年か経過しますと、やっぱり家庭状況も変わってきますので、その中で生活困窮になった方、そういった方が不納欠損の対象ということになります。

○議長（奥山幸子君） 5番、いいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） ぜひ、もしわかったところで、例えば住宅に関してもそうなんですけれども、不納欠損にするよりは早目に生活保護にさせていただいて、保護費の中から住宅料も

払っていただいたほうが、町としてはありがたいんじゃないかなと思うんですね。

お支払いにならない方がいらっしゃった場合、保証人の方とか、いろんな方に手を尽くすかとは思いますが、そういうのをお知らせするというのも、人に優しいというか住民に優しい制度だと思いますので、給食費に関しても準要保護で無料になるのであれば、不納欠損にしてもどっちにしても、町が負担するという事で同じかなと思うので、問題はないと思うんですが、できれば住民の方から申し込みがなくても、町役場のほうからこういう制度もありますよと、もちろん、しろとは言えないですが、ありますよというアドバイスをしてさしあげるぐらいのことはしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） この給食に限ってなんですけれども、やはりそういった滞納が増えてきた方とか、そういった方につきましては、その納付相談の折に、こういう制度がございますところではお話をしております。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 資料の企画財政の中の7番のマイナンバーカードのことでちょっとお聞きしたいんですが、サーバー負担のやつで130万が出ておりますが、実際にマイナンバーの発行というのはどのくらい出ているかどうか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） マイナンバーカードの交付枚数は、現在1,060枚でございます。14.44%の交付率となっております。全国平均はちなみに14.69%でございますので、ほぼ同数値というふうに認識してございます。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 一応、130万のサーバー代を払っている割には、正直言って少ないかなと思います。政府のほうでも2,100億円の予算計上でマイナンバーの普及を進めるというのをやっております。

また、2020年10月からはスマホ決済において2万円の入金があれば5,000ポイント還元するというようなやり方をやっております。こちらの普及のほうも進めてはどうかと思います。

また一つ、私も実はマイナンバーカードをつくりました。皆さんは持っていらっしゃいますか。それで、実は、東京に行ったときにコンビニで印鑑証明とか住民票がとれるサービス

があるんですよ。ただ、町でつくったとしても、町民の方のサービスの拡大というのがないんですよ。もし、東京へ行ったときに、お金が契約でかかるかもしれませんが、利便性を考えていただいて、コンビニ交付サービスですか、こちらのほうのことをひとつ考えていただけないかと思っております。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、コンビニサービスをされている区市町村は、例えば何とか区さんがその区域内にあるコンビニさんと、当然、業務委託契約を結んで、業務委託契約です。何がしかの経費はかかるということで、その区民の方、市町村にお住まいの方が土日もしくは時間外、閉庁時間にやるというサービスでコンビニを使われるということは、確かに利便性がございますが、八丈町の者が東京都内において、全国じゃないですけども、限られた区域を定められないというのが、まず、実質的に場所を決めるというのが、ほぼ不可能なのかなということが1点。

あと我々があちらに行きましたときに、広域サービスということで、戸籍は出ないんですが、住民票のほうは、例えば港区さんの区役所、支所に行きましたら、広域サービスという制度をもちまして住民票のほうは交付されることになりますので、あちらの区域に住んでいる方で、どうしても就業時間内に住民票を欲しいという方には利便性がありますが、八丈町住民にとって、その区域を定めることもちょっと不可能ですし、全国的に網羅することには、とてもじゃないですけども、投資的経費がかかりますので、今現在は考えてございません。

以上です。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

○13番（浅沼憲春君） わかりました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 企画財政課、資料1の中の1-16にあります13番の移住定住セミナーについてですけども、こちらは第1回、第2回と私も出席させていただきまして、その後、民間からすごく要望、また今後このようなセミナーに関してもっと真剣に話を進めていきたいということで、民間から協議会を立ち上げるという話にもなっております。

現状のところ、町としては、今後このセミナーについてどのような方向性であるのか教えていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木眞理君） 私どもも、移住・定住は大事な仕事だと思ってございまして、昨年度セミナーを行わせていただきました。2回やりましたけれども、本当に多くの方に参加していただいております。

その中で、やはり自分たちで町に協力できることがあればしたいということで、今そういった組織が立ち上がるということで、私どもも聞いてございます。

先日、総会のご案内が来たんですけれども、もう少し調整が必要ということで、もう少し後になりそうだというご報告はいただいたところでございます。

そういった中で、セミナーにつきましては私どもまだ考えてございませぬけれども、具体的に何をしていくかということは今後詰めていきたいと思っております。あちらに言いましたのは、お願いというか一緒にやっていきたいと申しましたのは、やっぱり空き家の活用であったりとか、具体的に何か進めていければいいなということでお話はさせていただいてるところでございます。セミナーについては今のところ考えてございませぬ。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

やはり今後町と一緒に協議をしていきたいということで、すごく志が高い方が実は多く集まって、この後も、もうほぼ10回以上、民間の方が集まって会議を水面下のほうで進めているという現状でもございますので、そのあたりもご理解いただきながら、今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 答弁いいですか。

○1番（宮崎陽子君） はい、以上です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

10ページから26ページまでです。

10番。

○10番（金川孝幸君） 決算の附属資料に関してなんですけれども、114から116ページ。未収入額というのが載っているんですけれども、前年から約870万ほど減少しております。これは何か特別の要因とか、努力によるものなのでしょうか。

それと、まだ残りが4,500万ほどありますけれども、回収の見込みはどうなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木眞理君） 全体的に870万円ほど減少しているというところなんでご

ございますけれども、こちらにつきましては、やはり各課だけに任せるのではなく、庁内でも全ての管理職が徴収の情報を聴取しております。残っている状況を共有したり、どんな徴収の方法しているのか、全て共有いたしまして、全庁体制で取り組んでいるというところが、やはり今こういった結果を生んでいるところだと思ってございます。

本当に、各課が一番努力していると思いますけれども、全庁体制で取り組むという形をとっておりますのでよろしくお願いいたします。

個別の内容については……。

(発言する者あり)

○企画財政課長(佐々木真理君) ということでございます。

○議長(奥山幸子君) あと、残りを回収する見込みがあるのかどうかについて。

○企画財政課長(佐々木真理君) その辺につきましては当然のことながら、回収する方向で我々も取り組んでまいります。しかしながら、先ほども申しましたとおり、私債権の放棄とか、もうどうしてもとれない方については、やむなくそういった方法をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

○議長(奥山幸子君) よろしいですか、10番。

○10番(金川孝幸君) はい、ありがとうございます。

○議長(奥山幸子君) ほかに、10ページから26ページまでです。

進んでよろしいですか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) では、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、27ページの議会費から40ページの総務費までの質疑をお受けいたします。

4番。

○4番(山本忠志君) ページ数でいうと、28ページの総務費に関することなんですけれども、具体的には決算審査資料の2-2ページになるんですけれども、冒頭に職員数の状況という一覧表がございます。先ほど来、病院の医療スタッフの件で、さまざまな多くの議員からも話ございましたけれども、これは町全体の条例で定めた職員の数に比べて、30年4月、31年4月現在での充当の状況を示した数だと思うんですけれども、ざっと見た感じ、およそ30名足りていないと。

その30名の内訳は、町長事務部局が10名、公営企業で9名、教育委員会関係で8名、そのほか消防本部、以下となっておりますけれども、町長事務部局はともかくとして、公営企業と

教育委員会のところにちょっと不足が生じているということに、すごく危機感を感じているんですね。

特に、公営企業の中の医療スタッフのほうは、ここにカウントされているんじゃないかと思うんですけども、特に、教育と医療に関しては、町の未来を左右するほどの大事な部署だと思うんですけども、ここにスタッフが足りていないという現状について、どの議員の皆さんもみんな心配もしているし、町民も心配もしていると思うんですけども、これはでも、31年4月なんで、令和2年4月段階では改善されているかもしれないんですけども、ここがやっぱり心配していて、ついこの間も僕は同じようなことを言ったと思うんですが、保育士さんが足りなくなっていて、園長さんも含めて、主幹の方が大変なご苦勞をなさっていて、住民への説明ですとか、この人手不足の状況というのは、本町における慢性的な課題になっていると僕は思うんですね。

前は保育士が足りない、今度は看護師が足りない。そのときそのときに、年によって課題が起きてくるわけで、その時々当たって、はい、課長さん、事務長さん、頑張るといって、こういうやり方じゃ本当に対症療法的なやり方で、ちょっと傷がついたところにばんそうこうを張って出血を防ぐというような、そういうやり方だと僕は思うんですね。

これについては、もうそういう課題は免れないんだという思いで、ぜひ、町を挙げて取り組んでいただけないかと。

先ほど、企財の課長が未収入額を回収する手だてとして全庁体制でという言葉を出しておられましたけれども、僕は、この人手不足対策についても全庁体制で、そういう人事計画を担うような構造的な改革というのを町で進めてもいかなかなと思うんですけどもね。

特に、副町長さんは初めてのお仕事になるかもしれないんですけども、副町長さんが座長とかになって、全庁を挙げて、あるいは官民交えて、人材不足プロジェクトチームみたいなものをつくって、何らかの手の打ち方をしていかないと、今のやり方のままでいけば、また来年どこかの部署が足りなくということになっていくんじゃないかと思うんですけども、お答えをどなたかいただけますか。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 職員の関係ということで少しお話をさせていただきたいと思います。

まず1点、ちょっと誤解を招かないようにお話をしたいと思います。条例の定数というのがありますけれども、これもう数十年この人数で、今、人数を動かしていません。その中で、いわゆる行政改革プラン、人員の定員管理とかが過去何回かありまして、人員の削減をして

きました。

本来であれば、その人員の削減をしたときに、条例の定数をそれに近づけるような形をとるとというのが本来だったのかもしれないんですけども、八丈町の場合は、いろんな形で柔軟性を保つために、条例の定数はそのままにしておきながら、現場の職員の定数管理をしてきたというのが経緯としてあります。

そういった経緯の中で、今の条例の280人に対して250人という数字になっていますので、単純にその差が人員不足というのとはちょっと違うということだけ押さえていただきたいと思います。まずはそれを押さえていただきたいと思います。

我々としていろいろな人員管理を今やっておりますけれども、当然、それは我々の努力としてやらなければいけないということ。それから、国や東京都さんからのいろんな指導のもとそういったことをやっているという中で、今現在の町の職員の最大の課題は、先ほどからの話がありますように、今度、会計年度任用職員に変わっていきます。そのときに、どこまで今の職員体制がうまく充実できるかというところが、ちょっと今大きな課題です。

先ほどの会計年度任用職員のお話の中に、フルタイムとパートタイムとありました。今、八丈町で想定をしている中では、フルタイムの会計年度任用職員は少し我々は横に置いておこうと思っています。というのはなぜかということ、フルタイムの方であっても、今までお願いしている仕事そのままお願いできるかということ、そうではないというのが制度です。ですので、我々としてはフルタイムに相当するような方に関しては、職員ということで正職員で採用する方針、もしくは任期付きの職員ということで採用したいという、そういう考えを持っています。

この間も、例えばですけども、保育士の方の採用試験をやって、会計年度でいくような方を職員にということでの試験の実施をしております。

ということで、一応、これから人員の体制をどうやって整えるかというのは、会計年度任用職員との整合性を図っていかなければいけない点、それからあとは、先ほど町長、合同の採用試験をやったという話がちょっと出たんですが、今回初めての試みとして、島嶼町村会で各島嶼部の町村と一緒に合同採用試験というのをやりました、1回目を。八丈町が約40名以上。いろんな職種をやったんですけども、そういった職種で採用に結びつけられればということで、今、新しい試みでやっています。第2回目を、多分、また来年2月ぐらいにやる予定になっていますけれども、そういった中でうまく人員の補充ができればという、そういう取り組みもやっております。

ただし、その合同採用試験に関しては、医療スタッフはちょっとまだなかなか環境が整いませんので、医療スタッフはまだ今後の課題という整理になっていますけれども、我々としてもいろんな手を試みながら、職員の採用に関しては取り組みを進めている中で、どうやったらうまく体制が整えられるかというのを今試行錯誤でやっています。

今の議員さんのご質問の将来的な話というのは、当然、我々としても計画としてやりたいというのはやまやまではあるんですが、片や現状を見たときに、実は職員の方のいろんな事情があって、例えばなんです、産休育休とか今非常に多く、これはおめでたい話ですので、非常に多いというのが現状としてあります。例えば今、一般事務職と保育職、それから看護職でたしか10名ぐらい育休と産休がいらっしやいます。まだこれからも予定があります。我々としてはちょっとそこは、計画的にというわけにはなかなかいきませんので、そういったところも対応できるように、我々は今採用の補充をしているというのが現状というところになります。

ですので、そこら辺も見合わせながら、我々は将来的な組織的にどういう形で人員を配置すればいいかというのは、日々頭を悩ましているということをご理解いただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） よくわかりました。副町長の話はいつ聞いても、何か煙に巻かれるような話で参っちゃうんですけども、よくわかります。

でも、僕が言いたいのは、会計年度任用制度ですとか、あるいは何か人を集めるための公の力を使った外堀から集めるやり方、もちろんそれは必要なわけで、法にのっとった形の正式なやり方だと思うんですけども、そうじゃなくて、今度、どこの町役場の誰さんが結婚するようだと、寿退社でやめるそうだとか、今度赤ちゃんができて産休に入るそうだとかという、そういう情報があったとき、これはもうむしろ喜ばしいことで、それをやめさせるというか、減らすことはできないと思うんですけども、そのために先ほど申し上げましたけれども、やはり地域には、この八丈島は人口減少とはいえども、7,000人余りの人が住んでいるわけですから、そこの中でもっと地域にいろんな情報を持っている方っていっぱいいると思うんですね。

どこの誰さんが働く気持ちあるけれども、誰も背中を押してくれないから、手をあぐねているとかということもあろうかと思しますので、そういう内側から人材を発掘していくような手だてというのを、ちょっと探ってみてはという思いで言ったんですけども、その辺は

どうなんですか。例えば民生委員の方とか、地元のことに精通している方もいると思うんですよ。顔の広いおばさんとか、情報にたけている誰さんがどうこうだと、個人情報にたけている方もいると思いますので、その辺をと思うんですが、副町長いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） もちろん、我々はそういった努力を非常にしています。逆に、お願いし過ぎて、非常に申しわけないぐらいの今状況です。なおかつ、そういった資格を持っていたり、資格持ってなくても、例えば一般事務職で受けそうな人に関しては、その方に本当に申しわけないぐらいのアプローチを、いろんな形でかけています。ただ、それが結びつか結びつかないかというところの問題が出ているというところで、いろんな分野で、我々、人材を求めていますので、それに関しては本当に地域の方々を含めて、それから職員の関係者を含めて、物すごいコネクションで今人材を探しているというのが現状です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 最後に一つだけ。

よくわかりました。そういう裏事情を知らなくて、無責任な発言して申しわけありません。一つだけ提案します。町のホームページの案内があるんでしょう、それから今言われた人脈を使ってやると。もう一つ、SNSを使っていただきたいと思います。これは絶大な拡散効果がありますので、もうちょっとICT環境を用いた人材発掘もお願いしたいけれども、いいか、要望で。何か言いたければ言ってもらってもいいですけども。

○議長（奥山幸子君） 町長はどうですか。

町長。

○町長（山下奉也君） その辺は苦勞している部分でして、本当にできれば、島内出身の方が応募してくれると一番長く続くという部分でいいんですけども、やはり人ですので、非常に採用の部分でも、応募しても、難しい部分もありますので、そういう部分も含めて、今回、多くの応募があったということで、一安心をしているんですけども、非常に今人を集めるというのは大変な部分がございます、先ほど副町長が言ったように、いいことではあるんですけども、やはり役場の職員は若いということで、お子さんもいっぱい産まれて、島の活性化に寄与しているという部分、今回、消防も、今までぎりぎりの人数でやっていたのを5人も増員したという部分も含めて、あと、ここで教育の部分が、条例定数ですごくかけ離れていると思うかもしれませんが、変則的に産業観光課に主幹を置いて、そういう部分の対応もしているという部分で、非常に苦勞して人事をしていますので、どうにか来年

4月にはみんな安心して仕事ができるような体制をつくっていききたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○4番（山本忠志君） ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。27ページから40ページの総務費まで。  
5番。

○5番（沖山恵子君） 34ページの多目的ホールについてお伺いいたします。

住民の方からよく多目的ホールの管理費が高いという話を聞くんですけども、この委託料970万円の内訳と、この方はどういうことをしているのかということ、あと年間の利用実績等を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 多目的ホールの委託料なんですけれども、これは機器の保守がほとんどを占めております。そのほかに、團伊玖磨記念のサマーコンサートの業務委託、そういったものが大きなものを占めております。

こちらの多目的ホールの使用料なんですけれども、全国のこういったホールを持っているところと比べますとかなり格安だということになっております。よく視察等で見えるんですけども、こんな料金で利用できるのというところで、その使用料に対しては高いとは思っておりません。

委託料に関しましては、保守点検とかそういったものを定期的に点検していかないと利用者の方にけがとかが起こった場合には大変なことになりますので、ここのところは続けてやっていきたいと考えております。

すみません、人数がありました。申しおくれました。人数は3万7,898人です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 970万というと、1,000万近くですよ。毎月で割ると幾らなんでしょう。80万から90万ぐらいでしょうか、これだけ毎月保守点検に必要なものなんでしょうか。物が壊れたから交換するといったら、それはかかりますけれども、保守点検ということで、いわば人件費だと思うんですよ、受ける側にとっては。その辺はいかがなんでしょうか。これは適正なんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらなんですけれども、適正かどうかといえば適正だと思います。何にかかっているかですと、まず照明器具、大体これが340万ぐらいです。あと音響関

係で100万ちょっと、あと舞台も200万にいかないぐらいかかっています。あと移動観覧席と  
いって自動で格納できるようになっていますけれども、そちらが70万円、そういったところ  
が保守に、あとピアノの点検です。これはもう年間、点検が1回、あとピアノ調律が2回と  
いうところで、あとホールの技術者、照明と音響とあと舞台のですね、そういった方を民間  
の方で育てておりますので、その辺の講習料、そういったところが60万近くかかっているよ  
うな形になっています。

この保守点検につきましては、実際、もう、移動観覧席とあって、あそこを平土間にした  
り、椅子を出したりできるんですけれども、あのあたりが非常に最近ふぐあいが出ていまし  
て、収納できないとかいうのがありますので、定期的に行って、もし、そういったふ  
ぐあいが見つかって、例えば椅子が収納できないとか、椅子が出せないとなりますと、もう  
既に予約で入れている、そういった方に対して、今度は賠償の請求された場合に、そうい  
った場合の支払いというのでも発生してきますので、こちらのほうは予約の入った方には、必ず  
安心して使っているような形というのをとっていかなければいけないと思いますので、この  
委託料については、順当な値段だと考えております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。27ページから40ページまで。

4番。

○4番（山本忠志君） 総務費についての、さっきとは別の質問です。

審査資料の2－9ページに当たるところなんですけど、審査資料です。審査資料の……。

○議長（奥山幸子君） 企財ですか。

○4番（山本忠志君） いやいや、2－9ページに当たります。

○議長（奥山幸子君） これでしょう。

○4番（山本忠志君） ごめんなさい、それは間違えました。総務課のほうです。2－9ペ  
ージに当たるところですけども、ここに情報公開に関する過去のデータが一覧表になってご  
ざいますけれども、平成30年度の分が合計115件というふうに出ていて、結構、年間で100件  
前後毎年あるんだなと思って見ておったんですけども、情報公開の請求の大まかな傾向と  
いいですか、こういった内容の公開請求があるのか。それは守秘義務に当たるんですか。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） これも私がお答えしたいと思います。

傾向というか、もう、これは行政全般にわたって、我々としては当然、情報の公開の制度

に基づいてやりますので、いろんな分野でのお話が出ています。特に、どこの分野に偏って  
というのはありませんので、人事の問題から含めていろんなの全部あります。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） その中身についても、情報公開請求すれば見せていただけるわけですか。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 情報公開の趣旨というのは、いわゆる公文書とかそういったことを公開するかどうかということですので、もし、公開ということであれば、手続を踏めば、その内容によってそれが開示されるのか、一部なのかということでの判断になろうかと思  
います。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） なぜ、こういうことを質問したかといいますと、最近、いろんな議会  
絡みの不祥事とか多くて、議会に対する風当たりが全国的に強い。当議会に関する情報公開  
の請求があるや否やということを確認したかったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今ここに書いてあるのは、我々の部局ということでの話ですので、  
議会は議会としてちゃんと受け付けをしております。

○4番（山本忠志君） わかりました。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにないようでしたので、40ページまでの質疑を終結いたしまして、次は休憩に入りたい  
と思います。午後は1時からです。よろしくお願ひします。

(午前 11時43分)

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（奥山幸子君） 副町長から訂正がありますので。

○副町長（山越 整君） すみません。先ほど、午前中の最後のところでの山本議員の質問の  
情報開示の公開の対象のところのお話で、ここに数字として載せるべき対象は全課、全部の  
課の対象ということで載せております。ただ、年によっては、課によっては、出てきている、

出てきていないというのはあるということでのご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 歳出の40ページの民生費から53ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

民生費から、し尿処理の衛生費までです。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数でいうと49ページ、健康増進費の中の委託料なんですけれども、予算現額に対しての支出なんです、不用額が200万余りということで11%に上っているということで、この不用額、10%を超えるとちょっと何でかなと思ってチェックしていたんですけれども、その説明をいただけますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちら委託料、不用額として207万2,000円、出ていますが、こちら、女性のがん検診の部分で、29年度は元気プラザさんが業者でやっていただいて、そのときには、健診の車両、専門の車両を八丈のほうに持ってきて行っているんですけれども、その車両が、元気プラザさんではあちらで、リースで借りた車両を持ってきているということにかかっていたんですが、実は30年度は東京都予防医学協会、こちらのほうが実施者となりまして、こちらのほうは後でわかったんですが、その車両が自分のところのもの、自社のものということなので、その分の、うちで予算化して計算していた分が差が出てしまったというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） そうすると、女性のがん検診は前にも僕、話したことあるんですけれども、偶数の年齢の方が無料で受けられるという今の制度になっていると思うんですが、そのほかにたつての希望で受けたいという方がいたら奇数年齢の方も受けられる。ただし、料金がかかりますよということで、そういう女性のがん検診で不用額が出るのであれば、検診受診希望者への補助として少しでも、全額補助は無理だとしても、どうしても受けたい方お金を払ってください、少しは補助しますよという、そういう町の配慮につながらないかなと思ったんですけれども。これは、そういうのはやっぱり無理なんですか。この年度に限ったことという理解になるんですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今、議員がおっしゃられたように、この不用額に関しては、

今年度ということがかかっていますが、奇数年の方も受診、一部の補助、助成、そちらのほうということもありますが、今、現在は、町としては国の2年に1回であれば大丈夫というところでの、そこを一応守って、守ってといたしますか、それに倣って実施をしているものなので、今後、それがずっと続くかどうか、まだ、はっきりわかりません。国のほうが方針が変われば、当然、町のほうもそれに沿った形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

40ページから53ページ。

9番。

○9番（岩崎由美君） 51ページの清掃費のところでの企財の資料を見ると……

○議長（奥山幸子君） 51ページ。

○9番（岩崎由美君） 51ページ。企財の資料を見ると一組への分担金というか、これが715万円くらい減っているんですけども、これ、どうして減少したんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画……。

○9番（岩崎由美君） じゃ、企画財政の資料の1-7の。島嶼一部事務組合に清掃施設として715万減額されているんです。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 清掃施設の分担金ということで、町村一部事務組合さんの事務費等もございます。その中には旅費とか給料とかも当然含まれているんですが、そういった実績に基づいて、その年度の詳細に決まった額を負担する分以外の部分で減額になったということです。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） これだけ減ったというのは、何か大きなことあったからなんですか。人が減ったとか。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 大島処分場の入札差金で減額となりました。

○9番（岩崎由美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 福祉健康課の資料のほうからなんですが、5-11ページ、保育園のことについてお伺いします。

30年度の実際の実績とかが書いてありますけれども、現在、待機児童とかはいらっしやらないでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 質問まだですか。今の質問だけでいいですか。

○5番（沖山恵子君） まだあります。

あと、一時保育の利用児童者数が、29年度と30年度では30年度が大幅に増えているんですけども、むつみ保育園、あおぞら、ともにですね。その理由とか、何かあったら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） まず、待機児童の児童の数なんですが、今年度の児童数でよろしいでしょうか。

○5番（沖山恵子君） 今じゃない。決算時でも構いませんが。決算時の3月31日でも構いませんが。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 7名、いらっしやいます。

一時保育の30年と20年度の比較で30年度が大幅に増となっているものは、29年度なんですけれども、運営体制がちょっと厳しかったので、受け入れを制限していたというところと、また、ニーズが上がったということで、30年度は増えています。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） その7名は、何歳児というのがゼロ歳児とか1歳児とか、その辺の何歳児のところであらっしやるのかなと。例えば、坂下の方が坂上に行けば解消するとかというレベルなのか、もう定員いっぱいに入れられないということなのか、それを教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 待機児童については、ゼロ歳児が4名、2歳児が3名となっております。こちらはゼロ歳児、2歳児クラスとも定員に達しているためということです。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 待機児童がいらっしやると、都内とかではポイントとかを勘案して利用度の高い人からとかいう話を聞きますけれども、島の場合、それは申し込み順で、申し込んだ時点でいっぱいだったのか、やっぱりそういうのを勘案して同等の方がいらしたら、こちらの方というふうを選ぶのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 保育園の入園に関しては、まず、第1次の申し込みがありまして、そちらで定員に達していれば、もう受け入れはできないということになります。ゼロ歳児に関しては、受け入れられる月齢が、4月1日の時点で満6カ月になっていることということになりますので、ほかの1歳児以上のクラスのお子様と比べると、これは、いたし方ないんですが、誕生月で変わってしまうということもあります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） ちなみに今、定員は、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、定員は何人ぐらいずつですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） ゼロ歳児に関しては、あおぞら保育園のみの受け入れで6名になります。1歳児クラスについては、むつみが12名、第二、若草、あおぞらで各6名ずつ、2歳児クラスについては、むつみで12名、あとは1歳児と同じ、各6名ずつとなっております。

○議長（奥山幸子君） 5番、よろしいですか。

○5番（沖山恵子君） すみません、今、むつみで2歳児定員が12名とおっしゃいましたか。

○福祉健康課主幹（田村久美君） はい。

○5番（沖山恵子君） 2歳児6名、これは入っている方が6名ということですか。

○福祉健康課主幹（田村久美君） はい。

○5番（沖山恵子君） これは定員ですか。入園児童数ですから、むつみで2歳児が定員が12名で、入っている人が6名だったら、待機児童、ここに入れるかなと思うんですけども、そういうことではないんですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 今というご質問でしたので、31年度の数で、今、お答えしたんですけども、30年度については各6名ずつということでした。31年度については、未満児の受け入れを増としたので、30年度との差が出ています。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 最終確認。

ということは、29年度と比べ30年度は、定員を増やしたんですけども、それでも足りない……違うか。

(発言する者あり)

○5番(沖山恵子君) 去年のですからということですよ。

わかりました。ちょっともう一回、自分の頭を整理します。また今度、聞きます。

(発言する者あり)

○5番(沖山恵子君) そうですね。30年3月31日現在で聞くべきでした。すみません。

○議長(奥山幸子君) ほかに。

衛生費までですけれども、大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) じゃ、次へ進みます。

続きまして、53ページの労働費から67ページの商工費までの質問をお受けいたします。

2番。

○2番(浅沼隆章君) 67ページの7目海水浴場管理費のところになるんですけれども、ことし、乙千代ヶ浜で、海で流された方を助けようとして消防団員が亡くなられたという事件があって、とても悲しい思いをしました。それで、ことしは、監視員の期間を延長とかしたんですけれども、30年度と比べて成果がちゃんと出ているのかどうか、お伺いしたくて、よろしくをお願いします。

○議長(奥山幸子君) 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹(笹本博仁君) 乙千代ヶ浜につきましては、自治会等に委託をしておりますけれども、8月いっぱいまでということで、延長はしてございません。ことし、底土海岸につきましては9月の3連休までは延長をしたということでございます。

○議長(奥山幸子君) 2番。

○2番(浅沼隆章君) 底土海水浴場に関しては延長したということで、それで事故が軽減されたというか、なかったのかもしれないんですけれども、やっぱり、ほかの海で泳がれる方というのは相当数いらっしゃる。観光客だと、そこがどういう海なのかわからないという方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、予算のある限りでいいので、監視員等をつけていただくとありがたいと思います。要望です。

○議長(奥山幸子君) 要望でいいですか。

ほかにございますか。

5番。

○5番(沖山恵子君) 66ページのふるさと村の管理費についてなんですけれども、先ほど移

築に向けていろいろ動いているということはお伺いしましたが、今、実際、動いていないんですけれども、この委託料の30万円というのは何なんでしょうか。多分、使用料、賃借料は土地の代金かなと思うんですけれども。

○議長（奥山幸子君） 観光産業課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） この30万円は、昨年、平面図の委託をさせていただきました。古民家ですね。移築をする古民家の平面図がありませんでしたので、その委託をした費用でございます。

○議長（奥山幸子君） 5番、いいですか。

4番。

○4番（山本忠志君） では、お願いします。ページ数でいうと56ページ。

農地費の一番下のところに、負担金補助及び交付金、これも不用額が320万円、予算現額に対して2割を占めているんですけれども、資料集でいうと6-3に該当するページがあるんですが、どうしてこういうふうな不用額が生じたか、お願いします。説明してください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 農地費の負担金補助及び交付金ですね。こちらのほうは、事業の内容といたしましては、八丈町小規模農道整備事業でございます。こちらは、年に5路線を一応予定をして、1路線当たり320万の補助をおつけして、事業を行っていただいているものでございますが、30年度におきましては、4路線しか行われなかったというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） いいですか。

予算を立てたわけでしょう。5路線分として予算立てて、4路線しかなかった。それはなぜ、1つしかなかったのかという。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） これは、町のほうで一応、5路線を予定をしております、申請者がいらっしやらなかったといえますか、申請をしていただいて、農道整備を行うという形をとっておりますので、4路線で終わったということでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） そうですか、申請がなかったと。申請は、できる、できないはともかく、申請してみたほうが予算の活用という点では、望ましいということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 一応、町のほうとしては、先ほども申しあげました5路線を予定をしております、その都度、ここを整備したいということでお話は承っております、それについて予算を執行していくということでやっております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） システムがよくわからない。大体わかりました。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 小規模農道の件が出たので。

ちよつとこれ、前に誰だか、総務課長の時代に値段、これ下げたと思うんだよね。前は1カ所についてが500万か何かと思うんだけど、それを下げたので、こういうふうになる、余ったら本当は欲しいぐらいの現場もあるわけですけど、これ、もうちょっと金額を見直さないと、はっきり言って、距離が短くなって、条件がいいところは延びるんですけど、例えばもう、余りにも道幅が狭くて、どうしても石を積まなきゃいけないとかとなると、距離が延びないんですよ。結局はもう来年度に回そうと、ここまでとかと、非常にテンポが長くかかるんだよね。

もうちょっとこの辺、こういう余ることはこれからはないと思うけれども、もしこういうふうな金の使い方ができるのであれば、ちょっと枠を広げるようなことも少し考えてくれないと。もう、せっかく今まであったのに、何で小さくしたのか、俺もう、意味わからない。それで、要望だけは、今度は150にしろ、3メートルにしろと、要望は厳しく、予算は小さくてで、変な状態が起きてるんですけど。これ、ちょっと検討していただけますか。要望ですけど。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） この小規模農道につきましては、一応、規定を設けておまして幅員3メートル、総事業費が400万円以内というところで、それに対しての1路線320万円の補助をさせていただくということでやっております。30年度に行われました事業につきましては、ほぼ一番長いところで110メートル、一番短いところで67メートルというところでの路線の整備をしていただいているところですが、予算の増につきましては、私、一存ではちょっとできないところでもありますので、相談をさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○11番（廣江 才君） ええ。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 60ページの鳥獣対策費なんですけれども、こっちの資料では6-5のところですね。野ヤギとカラスの実績を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 野ヤギにつきましては、捕獲したものに関してはございません。今のところ、目撃情報も、今、調べて毎月見回りをしていただいておりますが、ほか、そのところはありません。

カラスにつきましては、箱わな、それから、あとは猟友会の方々にもご協力いただいて、実際のところまで撃ってはおりませんが、箱わなでの捕獲というところで、今、最大100羽というところで実施をしておりますが、30年度におきましては、65羽が捕獲されたというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） それで、65羽捕獲したということで、生息状況調査をしていると思うんですけれども、その変動というのはどうでしょう。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 鳥獣保護監視員の方に、一応、お願いをしまして、見回りをしていただいておりますが、なかなか数的に減らないような状況でもございますが、箱わなを今、3カ所仕掛けておまして、できるだけ100羽に近づけるような形で努力してまいりたいと思っております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） もしかしたら、とればとるだけ増えるんじゃないかと思うんですよ。要するに、生物学的に環境があって、幾らとっても、そのこのトータルというのは、また、餌があれば供給されるので、実際に、この捕獲が効果があるのか、ないのかというのを検証したほうがいいかなと思うんです。要するに幾らとっても、その分の、そこにあいた分に増えていくということが考えられるので、それはちょっと検証すべきかなと思うんです。二百数十万かかっているんで、その辺、ちょっといかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 鳥獣保護監視員の方と相談をさせていただきながら、支庁

の専門の方とも相談をさせていただきながら、進めていきたいと思いを。

よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 一方、ヤギのほうは、ずっと現況調査は続けていきますか、見回りとか監視で。ゼロだということを確認する。いつ、もう絶対ないということの宣言するとか、そういうのがありますか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 今現在、毎月、見回りをしていただいておりますが、これにつきましては、3月まではもちろん続けさせていただくのと、報告としては先ほど申し上げましたが、見当たらない、足跡等もないということではありますが、3月の時点で判断をさせていただきたいと思っております。

○9番（岩崎由美君） わかりました。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

10番。

○10番（金川孝幸君） 65ページの物流センター管理費。これ、前年は若干のマイナスになっているんですが、私、ジャガイモ預けているんですけども、ことしの夏、冷蔵設備が壊れたので、あけると冷気が漏れちゃう。その期間、あけないでほしいという連絡を受けたんです。この物流センターの冷凍冷蔵設備、相当、老朽化していると思うんですけども、今後の改修の予定とか、また、これを使い続けた場合、さらに修繕費等かさむんじゃないかと心配されるんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 物流センターにつきましては、実は31年度から私のほうが所管をさせていただくようになりました。冷凍設備が、大分やはり、古いなという実感は受けました。それで、一応、先ほどの補正予算のほうにも上げさせていただきましたが、今のところはまだ、修繕を行いながら延命化を図っていきたいなというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） あの中で生かされていない設備もあるんじゃないかなと思います。使われていないとか、全て機能していないと思うんですけども。冷蔵設備が幾つかあるうちの1個ぐらひは機能していないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 恐らく、入れている量の問題でもやはり、そこを運転しなくて済むということがあるのか、ちょっと定かではございませんが、そこは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 確認した後で答えということでもいいですか。  
ほかにございますか。

4 番。

○4 番（山本忠志君） ページ数でいうと66ページに当たります。

前ページから続いている観光費の中の最後のところの負担金補助及び交付金のところでございますが、資料集でいいますと6-12ページに当たるところですけれども、これ、最初からずっと見ていきますと、1番上のツアー数、それから集客人数という点でいうと、本当に増加が認められておりまして、すごい伸びてるんだなど、感心しているところなんです、その下のさまざまな観光に関する事業補助金、それから実績等を見ますと、何ていいますか、メニューの固定化といいますか、ツアー客の増加に対して、ちょっと、この事業のほうが低迷しているような感が否めない。

不用額も220万というのは5.1%に相当しておりまして、何かこの観光事業の行き詰まり感を拭えないという感じがしておりまして、従来の、余り行事が増えればいいというものでもない、従来あった、さまざまな観光の事業について、もうちょっと内容を精査して、新たなメニューを刷新していくとか、モデルチェンジしていくとか、内容の見直しですとか、あるいはまた、時代に合わせた八丈島の宝を発掘して、新しい観光事業として育てていって、みてはと思うんですけども、その辺の、今後の観光事業に対するビジョン等についてお話を伺いたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 観光産業課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） この200万の不用額は、資料の一番上の団体集客事業の見込みでございます。これ、申請があった場合に3割負担するというので、3月につながった場合は4月に申請がございます。その辺を含めた予算でございますので、そのような不用額になっております。

観光のこれからのビジョンというお話でございますけれども、今の東京都観光協会事業者の皆さんと、宝物ブランド協議会というのを立ち上げてございます。その中で、以前も申し上げましたけれどもロングサマーですとか、これからは女子旅ということで、PR、またツアー等も実施していこうという話になってございます。この事業は、まだ継続して協議しな

ければならないということはあるかもしれませんが、事業者の皆様、また観光協会の皆様と相談しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） わかりました。内容よくわからなくてすみませんでした。

それで、今後のビジョンということで、ぜひ、ロングサマーですとか、女子旅の啓発ですか、いろいろあると思うんですけども、できれば、みんな島の者がびっくりするような、あっと驚くようなものを考えてもらいたいと思います。

頑張ってください。お願いします。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

○4番（山本忠志君） 以上です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

ないようですので、続きまして67ページの土木費から75ページの消防費までの質疑をお受けいたします。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 次、いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑がないようですので、続いて、75ページの教育費から88ページの予備費までの質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（山下 巧君） 民俗資料館なんですけれども、旧資料館は文化財に指定されていて、増設した部分が新たに指定されるんじゃないかと、きのう、多分おっしゃったと思うんですけども、この2つが資料を指定されますと、建て替えとかそういう資金、それから今後、あそこは資料館として、また使えるのかどうか、ちょっと見通しをお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 資料館につきましては昨日、申し上げたとおり、新館の部分、そちらの部分を文化財的価値があるというところで国のほうもおっしゃっておりますので、これから申請して、認められる方向になれば、そちらの補助金のほうも、設計から建築に係る部分、そのあたりの補助金の申請というのは可能になると思います。

○議長（奥山幸子君） 8番。

- 8番（山下 巧君） じゃ、まだ確定したわけではないということですね。見通しは明るいわけですね。
- 議長（奥山幸子君） 教育課長。
- 教育課長（高橋太志君） これからまず申請になりますので、申請するに当たっても、それなりに書類をそろえなければいけないというところで、これから書類をそろえて国のほうに申請していきたいと思います。
- 8番（山下 巧君） ありがとうございます。
- 議長（奥山幸子君） 5番。
- 5番（沖山恵子君） 77ページ、78ページの小学校費、中学校費に関連になるかと思うんですが、先日ちよんこめさんのクリスマス発表会に行きましたらば、小・中学校での障害者児童が大変増えているという話がありました。人数も聞いたんですが、それに対する先生の配置というところで、どんなふうになっているのかなというのを教えてください。住民の方から、先生足りないんじゃないかという声も聞いているんですけれども、それに関してもどうなのか教えてください。
- 議長（奥山幸子君） 教育課長。
- 教育課長（高橋太志君） 特別支援の教員につきましては、東京都のほうで何人に対して教員1名という、そういった人数の割合は決まっていますので、その範囲の中で、必ず教員のほうは配置されますので、そこで、来年度、例えば、人数が増えれば、その規定に合った人数の職員が配置されるということなので、ご安心ください。
- 議長（奥山幸子君） 5番。
- 5番（沖山恵子君） 子供の障害というのは多岐にわたりますので、人数に対してですと、例えば身体障害の方と知的障害の方といらっしゃって、1人1人いて、2人だから1人ねと言われても、なかなか大変な面もあるかと思うんですけれども、現状、その辺はどのような形になっているんでしょうか。例えば、1年生が1人、2年生が1人といった場合に、2人だから先生が1人なのか、1人ずつついているのかとか、その辺、現状はどうなっていますか。
- 議長（奥山幸子君） 教育課長。
- 教育課長（高橋太志君） 教員のほかに、特別支援の子供には、介助員というのを付けております。その子供のぐあいによりまして介助員を付けて対応しておりますので、今後とも、」そういった介助員につけての対応になります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） その介助員は町負担ですか、都の負担ですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 介助員は町の負担になります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） ぜひ、負担も大きいでしょうけれども、介助員の方を増やしていただいて、よい教育ができるようお願いしたいと思います。要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 81ページの学校給食費で、以前から島産の食材をというお話をしていますけれども、30年度については、どのぐらいの割合で島の食材を使ったか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 島産なんですけれども、30年度は……少々お待ちください。ちょっとすみません、30年度、手元にはすぐ……この食材なんですけれども、29年度、12.98、30年度は今、調べます。

それで、食材というか、地産地消の率の出し方なんですけれども、これ、後で30年度の点検と報告というところで、皆さんにお話ししようと思ったんですけれども、今までは28年度11.79、29年度12.98というところで推移してきております。この地産地消の算出の方法をこれまでは重量で計算しております。重量でも金額でも同じことが言えるんですけれども、昨年度、島内から卵、あと豆腐の生産業者がなくなりました。

なので、学校給食というのは、地産地消のところは島に納入業者があるかないかというところが非常に大きい、そこで左右されるところになります。生産業者が生まれれば、それだけ率も上がるし、生産業者が少なくなれば、かなり減るようなことになります。これまでの算出方法は重量でしたので、スイカとか芋類、そういったものを食材に、1回スイカを出すと、それだけで地産地消の率がかなり上がるような形になります。この重量も納入のたびに、一々はかっているという手間は、とてもじゃないですけども給食センターではできないので、業者さんのほうから伝票で書いてくる。その重量を全部足し上げていました。

それをこの30年度から算出方法を変えまして、今度、金額で出したいと思っております。金額、例えばムロアジの削り節、かなり給食のほうで利用させていただいております。なんですけれども、重量が非常に軽いために、こちらの率のほうに反映されておられません。それ

が大体ムロアジで年間80万円ほど購入しております。あと、シイタケも最近、業者さんと直接交渉しまして、かなり安価な価格で入れているんですけども、こちらも、ほぼ重量ですと反映されないというところで、重量と金額、どちらのほうが高いかというところ、なかなかちょっと難しいところがあるんですけども、30年度から、こちらの重量のほうではなくて金額のほうでの数値で算出をしたいと思っております。それで出した額が……。

○9番（岩崎由美君） 後でもいいですよ。

○教育課長（高橋太志君） よろしいですか。

○9番（岩崎由美君） 全然、そちらのときの説明で。

○教育課長（高橋太志君） そうですか。じゃ、そうそちらのほうで、ご説明させていただきます。

○9番（岩崎由美君） また後で聞きます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

教育費から予備費までです。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定に、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第4号 平成30年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、認定第5号 平成30年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) それでは、書類番号7番の1枚おめくりいただいてよろしいでしょうか。

認定第5号 平成30年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

私どものほうではこちらの説明、こちらのほうの資料で説明をさせていただきます。

よろしいですか。

まず、1枚、2ページをお願いいたします。

平成30年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。決算額のみ申し上げます。

歳入10億6,054万9,121円、歳出10億3,978万6,273円、歳入歳出差引残額2,076万2,848円、翌年度へ繰り越し。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。こちら収入済額のみ申し上げます。

1款保険料2億479万3,800円、現年分につきましては、平成29年度に引き続きまして徴収率98%を超えることができました。

2款分担金及び負担金8,280円、こちらは青ヶ島村さんからの介護認定に係る事務の委託金でございます。1件当たりが4,140円ということなので、平成30年度の実績は2件ということでございます。

4款国庫支出金2億4,760万273円、5款支払基金交付金2億4,924万9,667円、6款都支出金1億4,463万6,749円。国庫支出金から都の支出金までは、それぞれ各負担割合での歳入となります。

続きまして、8款繰入金1億7,525万1,000円、繰入金につきましては、町の介護給付負担分12.5%のほか、人件費、あと、介護保険のシステムの委託料調査認定に関する費用が主なものでございます。

9款繰越金3,899万7,000円、10款諸収入1万1,620円、こちらは延滞金の3,300円と雑入と

いうことで8,320円。

以上、歳入合計、10億6,054万9,121円です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにも支出済額のみ申し上げます。

1款総務費4,464万6,226円、歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、介護保険のシステム、認定調査に関する費用が主なものでございます。平成29年度より約780万円の増となっておりますが、主な理由といたしましては、システム等の増によるものでございます。

2款保険給付費8億9,780万2,411円、平成28年度、平成29年度と前年度より減少傾向にございましたが、この平成30年度からは認定者の増等もありまして上昇のほうに転じてまいりました。

4款基金積立金474万3,190円、介護給付費準備基金への積立金になります。平成30年度末での保有額なんですけど、こちらは1,553万277円となります。

5款地域支援事業費5,855万2,304円、平成29年度より約1,613万円の増となっております。主に介護予防サービス等諸費からの、こちらの1款介護予防・日常生活支援総合事業へ移行された要支援1、2の方の事業費でございます。そのほか、地域包括支援センターの委託料やおむつ代の支給などにかかるものもでございます。

6款諸支出金3,404万2,142円、こちらにつきましては、一般会計への繰出金、また、国や都への返還金、あと保険料の還付金になります。

以上、歳出合計、支出済額は10億3,978万6,273円、歳入歳出差引残額は2,076万2,848円で翌年度に繰り越し。

以上で説明は終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 5ページの歳出、1、総務費、2の介護認定審査会費というところなんですけれども、前年度の資料のほうと比較させていただいて審査のほうで5名というふうな、前年度伺っておりましたが、今年度はまたちょっと増えているようなんですが、そのあたりをもう一度お願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。平成29年度と比較しまして、17万1,487円の増となっておりますけれども、こちらのほう、認定者数、やはり増えてきておりますので、認定審査会の回数の増に伴うものでございます。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 全体を通してなんですけれども、歳入歳出含めて。

昨日も聞きましたし、今も課長が認定者数が増えているとおっしゃいましたけれども、28、29と下がっていたのか30になって増え出して、これから団塊の世代を含めて増えてくると思うんですが、今後の介護保険料にはね返の見通し、30年度決算をもって次の改定のときに、介護保険料が上がるのか下がるのかというような見込み等はいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 介護保険のほう、実は、この平成30年度から第7期の介護保険の事業計画、こちら入ります、これが平成32年度までというふうになってございます。その間は、今、設定しております保険料に基づきまして行っていきますけれども、これからは、既にサービスの利用が、増えている状況なので、この状況が30年度、31年、あと32年ですね、最終。その辺までを、そのサービスの利用状況等も考えながら、今後の保険料については、十分検討していかなければいけないというふうには感じております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） ちょっとこの決算とかは離れるかもしれませんが、利用者さんが増えれば、もちろん受け手も増えなきゃいけないわけで、以前から町長、老人ホームを増設するというもおっしゃっていましたが、その辺とかの見通しとか、予定とかは何か町のほうでの働きかけとか、何かございますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 老人ホームの増床のお話等は、今、現在は話し合いの中で進んでいるというところでは、まだないというところでございます。ただ、今、国のほうも地域包括ケアシステムということで、生まれたところでずっと将来暮らせるような、安心して暮らしていけるような社会をつくらうということで、いろいろ取り組みをしております。

きのうも自助、共助、いろいろなお話もございましたが、その中で今一番私どもで、まず

最初に手をつけなければいけないと思っているのは、もうずっと出ていますけれども、いろんな分野で人材の不足ですね。やはりこの八丈も福祉に関しての介護職員とか、そういった部分で、人が足りていない。事業者さんに聞いても、やはりどこも苦しいという状況もございますので、まずは福祉関係に関する人材をどう確保していくかというところを、まず第一に手をつけなければいけないと考えてございます。

実は、先月ですか、池袋でアイランダー、これは企財のほうの事業でございますけれども、この中にもちょっとうちのほうで、今回は、ケアマネジャーさんの不足などいろいろありますので、一応まずは、このようなチラシを、うちでつくって、事業者さん、八丈に福祉関係で来ていただけないでしょうかということで、こういったものも企財の職員の協力を得て配ってまいりました。そうしたところで、裏にはいろいろ八丈に興味のある方は、いろんな各事業者がありますので、そこにご連絡をしてくださいということも書いてございます。

まず、こういったところから、人材の確保につなげていきながら、島の今後の福祉、まず人がいないと、いろんな計画を立ててもうまく進むとは考えておりませんので、そこから着手をしていきたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 先日、ハナさんがやった講演会で、町も後援しておりましたけれども、おひとり様でも在宅で最期までという、ひとり暮らしになっても自分の家で死ぬまで生き続けられるような社会がいいよねという話がありました。私、そのときに、地域の人が頑張れと言うのかなと思っていたら、そうではなくて、いろんなサービスを統合して、いろんなプロの人たちをいろいろ使い回して、最期まで在宅で頑張らしましょうという話でした。

そうするとやっぱり、プロの人たちというのは、町を含め、いろんな業者さんが必要だと思うんですけども、その辺で、人材の育成ということも大事だと思いますけれども、あと、ぜひ、連れてくるのではなくて、島の人をもっと育成するということで、例えばある業者さんですと、1カ月ぐらい東京に送って、集中的に取ってきて帰ってきたらば、そのまま働いてもらうようなことをしていますよというんです。

例えば、町でもそうやって、ただし、すぐやめちゃった場合には、違約金としてかかった経費、全部返してもらいますよみたいな形にすると、確実に取れるといたしますか、例えば今までのやり方ですと、養和会さんとか、昔は社協とかに委託して、半年、1年かけて少しずつ勉強して取りましようという形だったんですけども、そうすると、受ける方にも非常に負担が大きいんですね。じゃなくて、1カ月なり、何なり短期間でがっつ勉強して資格を取

って、取ったらすぐに働きましょと、仕事は幾らでもありますよと言ったほうが、いろいろな面で人材的に増えるのかなと思うんですけども、例えば、そういうような補助金を考えると、人材育成の一環として、そんなことは考えられないものなのではないでしょうか。個人の利益に反するからだめとかいうことになるんじゃないでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね、やはり人材確保という面で行きますと、実は一般会計のほうであるんですが、介護職員の初任者研修というのも2年に1回、行っておりまして、実は30年度はなかったんですが、29年度にやって、また今年度、今、実施をしている最中でございます。

そうした中で、実は平成29年度につきましては、高校生とか、あと事業所、あと一般の方で12名、最終的には11名の方が修了したというところだったんですが、今年度は実は申し込み者が9名、全て事業者の方という現状でございます。

そのほかに、一応、私どもも各島嶼の福祉の担当者と集まりまして、都庁のほうで会議を行っております。そうした中でも、やはり、うちからも要望はしているんですが、先ほど言った、例えばケアマネさん、試験が、今、かなり資格、いろいろ実務経験が何年とか、かなり厳しくなっていて、そうした中で、例えば1週間、勉強、受講をするというところが、続けてじゃないんです。一月のうち2日間やって、次の月にまた2日間とか、そうしてくると我々島嶼のほうは、なかなか旅費の面でもかなり費用大きくなります。

そうしたところもあるので、そうしたところをまず集中してできないかという要望と、あとは例えばなんですが、DVDとか、そういった通信をした中での研修ですね、そうしたものでできないかということで、東京都のほうには、今、現在も要望を続けているところがございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今の話はよくわかりました。

あと、別の視点で移住者を増やそうという話がありますが、逆に出て行く人を減らせば人口が減らないという面もあると思うんです。前にも申し上げましたけれども、高齢者、ぐあいが悪くなると、子供たちがどんどん東京に連れていってしまうんです。島で住み続けられれば、人口は減らないですし、介護する人の職場も確保されますし、もう一つ、多分、地方交付税とかも減らないで入ってくると思うんです。

お年寄りが増えるということはマイナスの面もありますけれども、プラスの面もあります

ので、ぜひ、長く島で住み続けられるように移住者も大事ですけれども、今、島に住んでいる人を外に出さないということも大事だということも考えて、今後の政策をやっていってほしいと思います。これは要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定に、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、認定第5号 平成30年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第16、認定第6号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号7番の中にございます。

認定第6号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

ということで、同じく介護保険と同じく特別会計決算書、こちらのほうでご説明申し上げます。

黄色の次になります。

34ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明申し上げます。

平成30年度後期高齢者医療特別会計の決算額は歳入総額、下のほうになりますが、1億9,830万3,150円、歳出総額は、同じく下のほうで1億9,812万7,810円となりました。

次のページ、35ページをお願いいたします。

歳入のほうから、款の収入済み額を中心に説明申し上げます。

1款の後期高齢者医療保険料7,158万4,800円、前年度と比較しまして、654万1,100円の増、被保険者は減少しましたが保険料の改定及び被保険者の所得の変更などが主な要因でございます。保険料の現年分の収納率は対前年比0.36ポイント増の99.75%、現年及び過年度分の合計も0.15ポイント増の99.27%でございました。なお、27年度分で、生活困窮者1名、死亡者2名の計3名分3万4,200円を不納欠損してございます。

2款使用料等を飛ばしまして、3款の繰入金、一般会計からの繰入金で1億1,864万1,561円、479万3,254円の減。規定により、区市町村の負担金として、職員給与や事務費や療養給付費負担、12分の1のほか、低所得者対策としての保険基盤安定分2,819万9,095円や保険料軽減等が一般会計から繰り入れされてございます。

その下、4款繰越金151万8,719円、120万588円の増、前年度の繰越金となります。

5款諸収入655万8,070円、8万7,520円の減。主に広域連合からの収入で葬祭費442万5,000円や健康診査受託収入となります。こちら、下の36ページになります。ということで歳入合計1億9,830万3,150円。前年プラスの286万914円の増となりました。

次に、37ページをお願いいたします。

歳出となります。

1款総務費901万2,060円、243万2,313円の増。主に職員人件費等になります。増の要因は、役務費で2年に一度の保険証の一斉更新で約50万の増、後期システムの改修委託料が209万7,000円余りの皆増によります。その下、2款保険給付費390万円、100万円の減。当年度の葬祭費として支出する分で、歳入の受託事業収入と関連してございます。

3款広域連合納付金1億8,057万2,167円、142万6,412円の増。医療給付費の負担など、東京都の全ての区市町村で組織し、制度運営をしている広域連合への納付金となります。

その下、4款保健事業費209万1,664円、11万4,580円の増。特定健診233名分プラス12名分でございます。

5款諸支出金255万1,919円、123万988円の増。一般会計への繰出金が主な支出です。

6款の予備費を飛ばしまして、歳出合計1億9,812万7,810円、420万4,293円の増、歳入歳出差引残額17万5,340円を平成31年度会計へ繰り越しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、認定第6号 平成30年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第17、認定第7号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 同じく、書類番号7番の中にございます。

認定第7号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

ということで、こちらのほうも、先ほどの特別会計決算書、こちらのピンク色の次になります。

52ページをお願いいたします。

平成30年度八丈町国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額、こちらも下のほうになりますが、12億5,276万607円、歳出総額は12億108万1,443円となりました。

53ページをお願いいたします。

30年度から、東京都が財政運営の主体となつてございます。前年度に比較しまして、なくなった科目や、逆に新たに追加した科目が生じてございます。

歳入のほうから、主に後期同様、款の収入済額を中心に説明してまいります。

歳入の1番目、1款国民健康保険税2億3,374万5,349円、前年度と比べ、385万5,006円の減となりました。主な減要因として、被保険者数の年間平均が2,830人、148名減が挙げられます。徴収率は、現年分92.4%、マイナス0.8ポイント、過年度分45%、プラスの6.6ポイント増、合計で85.3%、1.3ポイント増でございました。なお、193万98円を不納欠損してございます。

次に、2款を飛ばしまして、3款国庫支出金5万6,000円、昨年度の精算分となります。定率の国庫負担金32%分等が町から都に移行し、大幅な減額になっております。

続いて、4款療養給付費等交付金の実績がありませんので、飛ばしまして、5款都支出金8億7,522万7,045円、前年度と比べ7億5,627万9,494円の増、歳出の保険給付費等への交付金となり、大幅増となります。

6款を飛ばしまして、次の54ページ、7款一般会計からの繰入金で1億4,011万4,867円、前年比1,325万725円の減です。内訳としては、法定外繰り入れ、いわゆる赤字補填分、5,620万円で対前年比で685万6,000円の減額となります。

8款を飛ばしまして、9款諸収入361万7,346円、これは第三者納付金、保険税延滞金等となつてございます。

歳入を合計しますと、12億5,276万607円の収入でございました。

続きまして、次の55ページ、歳出です。

1 款総務費3,247万6,809円、前年度と比較して1,744万5,757円の減。運営協議会や職員人件費等でございます。システム改修委託料1,231万2,000円が主な減要因となります。これは29年度にあったということです。

2 款保険給付費 8 億701万225円、医療費の支払い分で前年度と比較して682万936円の増となっております。医療費につきましては、被保険者数が減少しておりますが、主たる増要因は高額療養費の増額によります。

3 款国民健康保険事業費納付金、新科目で都へ納付します。金額は3億1,369万7,176円です。

56ページの4 款共同事業拠出金、過年度分の精算となります。

5 款保健事業費、特定健診の経費でございます。675万5,068円、31万9,273円の増。対象者2,097人は81人の減。逆に受診者646人は50人の増となっております。受診者は28.4%、プラスの1.0%でございました。

6 款及び7 款を飛ばしまして、8 款諸支出金4,114万2,095円、3,211万4,109円の増。病院への繰出金のほか、過年度の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金や保険税の滞納分の収入済額となります。

次の57ページの12款予備費を飛ばしまして、歳出合計12億108万1,443円、歳入から歳出を差し引いた残額5,167万9,164円を翌年度へ繰り越しました。

以上で平成30年度の国保特別会計の決算状況の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目など必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

1 番。

○1 番（宮崎陽子君） 53ページ、歳入の件で、平成29年度の健康保険特別会計歳入のほうの決算書の中には、前期高齢者交付金というのが入っております、今年度はないんですが、そのあたりのご説明をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一番最初に決算状況の説明のときに申しあげましたように、東京都が財政運営主体となってございますので、そちらのほうに、東京都さんのほうでということになります。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○1番（宮崎陽子君） はい、わかりました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、認定第7号 平成30年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。

2時35分まで休憩といたします。

（午後 2時20分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時35分）

---

◎認定第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第18、認定第8号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。  
説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号7番の中にございます。

認定第8号 平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

こちら、先ほどの特別会計決算書、こちらのほうで説明申し上げます。

緑色の次のページになります。82ページをお願いいたします。

平成30年度浄化槽設置管理事業の決算額は、歳入総額、こちら下の方になりますが、7,938万7,917円。歳出総額はこちら下の方になります6,301万1,420円となりました。

次のページ、83ページをお願いいたします。

歳入のほうから款の収入済額を中心に説明申し上げます。

1款の分担金及び負担金28万6,136円。事業所などが業務用の浄化槽を設置する場合、浄化槽設置の国の基準額10%負担をするものでございます。

2款使用料は884万1,200円。93万8,400円の増。24年度から設置した浄化槽基数の積み上げに伴う増となります。283基分の法定検査、清掃、保守管理の経費分です。5人槽の世帯ですと、使用料、月2,500円で年3万円となり、収納率に関しましては、前年比プラス0.6ポイントの99.4%でございました。

3款国庫支出金1,589万5,000円。630万8,000円の減。交付済額と実績に基づく交付額とに差が生じた場合、後年度で調整することになっており、その調整を反映し減額となります。

4款都支出金は当該年度の実績に基づいて266万1,000円。76万4,000円の増。設置基数は29年度と比較して8基増の25基でございます。

5款繰入金3,888万3,000円。2,744万5,000円の増。一般会計からの繰入金です。町として、国の補助基準額の10%負担する分及び浸透枘分、前年度までの国庫交付金額と実績額の差額を一般会計から戻す繰入額が増のほか、地方債の償還に際し、その2分の1が地方交付税措置される分及び職員の給与費などを繰り入れるものでございます。

6款繰越金237万9,581円。65万1,209円の増。

下の84ページ、7款諸収入4万2,000円。平成26年分の工事費の基準額を超えた分を、個人、事業者が負担するもので、増嵩経費の分です。未収額がなくなりましたので、31年度以

降は増嵩経費での歳入はなくなります。

8 款町債1,040万円。下水道事業債です。元金5年据え置き、30年間償還、利率0.4%でございます。

一番下の行です。歳入合計7,938万7,917円。2,432万9,422円の増となりました。

次に85ページ、歳出となります。

1 款総務費1,482万8,475円。53万2,206円の減。主に職員人件費や起債償還のための積立金になります。

2 款施設管理費1,195万4,805円。11万1,903円の増。町の浄化槽の管理費用で保守点検や清掃委託費です。

3 款施設整備費3,455万2,120円。993万7,560円の増。歳入の項目でも説明申し上げましたが、設置基数増に伴う増額でございます。

4 款公債費167万6,020円。81万5,249円の増。24年度から29年度までに借り入れをした町債の利子となります。

5 款の予備費を飛ばしまして、歳出合計6,301万1,420円。1,033万2,506円の増。歳入歳出差引残額1,637万6,497円を平成31年度会計へ繰り越しいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第18、認定第8号 平成30年度八丈町浄

化槽設置管理事業特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第19、報告第3号 平成30年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 書類番号の8番をお願いいたします。

報告第3号 平成30年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

ページおめくりください。

平成30年度八丈町一般会計継続費精算報告書となっております。

8款土木費におきまして、中道団地F棟建設事業を、平成29年度、30年度の2カ年で継続して設定をさせていただきました。事業完了に伴い精算報告をいたします。

一番下の計欄をごらんください。

まず、左のところ、全体計画の年度割の計につきましては、2億4,553万9,000円でございます。その財源内訳でございますけれども、国都支出金が1億4,341万5,000円、地方債8,300万円、一般財源1,912万4,000円となっております。

それに対し、真ん中の欄、実績につきましては、支出済みの計が、2億4,553万8,000円で、その財源内訳につきましては、国都支出金が1億4,341万5,000円、地方債8,300万円、一般財源1,912万3,000円となりました。

比較といたしましては、一般財源の1,000円が残ったという状況でございます。

報告は以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第19、報告第3号 平成30年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを終わります。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第20、報告第4号 平成31年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 報告第4号 平成31年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成30年度分）について。

令和元年12月9日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。まず、報告書の構成についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

一番上の第1になりますが、当報告書の位置づけとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は毎年度、教育行政事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出することを明記しております。

中段の第2、ここでは本報告書を議会に提出するとともに、町民への公表義務、また外部評価委員の位置づけについて明記しております。

2 ページをお願いいたします。

第3、こちらでは教育委員会の組織、定例会を初め、教育委員会の平成30年度における活動を明記しております。

お隣、3 ページをお願いいたします。

第4では表題のとおり、教育目標と4つの基本方針を掲げ、基本方針1では4項目、基本方針2では9項目、基本方針3では8項目、基本方針4では6項目、それぞれの基本方針における施策を挙げております。

6 ページをお願いいたします。

こちら、第5では、第4で掲げた基本方針の各項目に対する評価として、施策の取り組み状況、実績、成果また課題、今後の方向性について、明記しております。

以降、評価の説明になりますが、項目が多岐にわたりますので、31ページの外部評価委員からの意見で触れられている部分を中心に説明させていただきます。

まずは、7 ページをお願いいたします。

7ページの基本方針1の（3）いじめの未然防止、早期発見、早期対応、また児童・生徒

の多様な問題対応では、8ページ中段より下になりますが、東京都より派遣されるスクールカウンセラーの配置回数が35回から38回に増えたことと、小学校5年生及び中学校1年生の児童生徒の全員面接が必須になったことで、多くの相談体制を構築することができるようになったこと。また、スクールカウンセラーが多くの会議に出席することにより、問題行動等の背景や原因について共通理解の深化が進み、一層効果的な相談体制を築くことができていることを成果としております。

一方、課題では、いじめ発生件数が小学校では12件、中学校では3件増となり、いじめに対する未然防止に向けて継続的に力を注ぐ必要があるとし、その対策として、引き続き学校における対応に加え、専門家を活用していく。また、学校生活に不応を起こした児童・生徒の学校復帰支援を図るために、適応指導教室の設置を検討することを明記しております。なお、適応指導教室につきましては、本年9月より、設置後、運用を開始しております。

15ページをお願いいたします。

基本方針2の(6)学校給食関係になりますが、島の食材をできるだけ使用した献立により、郷土食の充実を図ったことを成果とし、課題では、先ほど決算において9番議員の質問の際、ご回答いたしましたとおり、地産地消については、これまで重量で算出しておりましたが、今年度より金額を算定基礎として算出することといたしました。その結果、こちらも先ほど、後ほどご回答する旨を申し上げましたが、平成30年度の地産地消率は19.26%となりました。そのことと、今後も地産地消を推進していくことを明記しております。

17ページをお願いいたします。

中段より下になりますが、基本方針の2(8)小・中学校での島言葉伝承の取り組みでは、日常的に方言学習を島の児童・生徒が体験することになるので、身近に八丈方言に触れる機会が増えていることを成果とし、26ページ、基本方針3の(7)になりますが、島民が関心を持つ伝承関係では、平成30年12月に商工会研修室で千葉大学教授の金田氏による八丈方言における研究の中間発表が行われ、多くの島民が集まり、継承と保存活動に理解が示されること、また、島の方言の語り手が、八丈島の民話を話す姿を録画したDVDを鑑賞したことで、方言が身近に感じられたことを成果としております。

課題、今後の方向性では、「島言葉を知り、伝える」活動を推進するためには、学校教育と社会教育の両面から推進していく必要があり、民話を話す語り手の映像と音声をデータとして残したことで、今後の活用の場が広がったことを期待していることを明記しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

中段より下になりますが、基本方針4（6）八丈高校への島外からの受け入れを推進する事業では、受け入れた生徒がホームステイ先の援助を受け、学習面だけでなく、学校行事、部活動等に参加し、充実した学校生活を送っており、本人たちも地域行事等に積極的に参加し、友人等、新たな人間関係の構築の学びや、さらには高校の活性化につながっていることを成果としております。

しかし、受け入れ先として手を挙げていただけないことが最大の課題あること、また、応募に対する関する問い合わせは多いが、中学生活に課題がある生徒が多く見受けられるため、中学校の教員や保護者に対して、八丈高校での生活に高い目標を持ち受験に臨んでいただきたいことや、親元を離れての生活があることから、芯の強い生徒の受験を促していくこと。また、公募要項等で内容の調整を東京都とより密にしていく必要があることを明記しております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） 丁寧な説明でよくわかりましたけれども、1点だけ、お尋ねしたいんですが、平成26年に地方教育行政法が改正されて、教育委員会の制度がかなり変わったんですよね。教育委員長が廃止され、それから、教育長の任期も4年から3年にかわる。あるいはまた、教育行政、責任の明確化というふうなことがうたわれていると思うんですが、同時にまた町長さんも入って、大体、教育という独立した行政分野には、町長とか町の方が入ることが、かかわることはなかったんですけれども、この法改正とともに、総合教育会議と称した会議が認められるようになったわけですね。

当初は教育大綱も定められて発表されましたし、時々はやっているのかなというふうに、私も傍聴したことございますけれども、ただいまの報告の中ではどこ見ても、総合教育会議という文言すら出てこないわけなんですけれども、これは、せっかく定められた会議ですので、たまには町長さんも、我が町の教育の現状、どうなのかなということで、いろいろ課題のない学校がないわけですから、こう入ったらどうかなと思うんですが、忙しい中で日程が厳しかったのかと思うんですが、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） ただいまのご質問なんですけれども、この2ページの中段あたり、

この総合教育会議、また、平成28年3月の八丈町総合教育会議においてというところで大綱決めたというところがございます。

それと、3ページの会議の八丈町の教育委員会で実施しているこの定例会の表の下の方なんですけれども、一番下になるんですけれども、八丈町総合教育会議というのを12月14日、3月14日に実施しております。こちらには記載のとおり、町長、教育長、教育委員が参加して会議しております。今年度も2回、予定しております。そういったところで実施をしているところがございます。

○4番（山本忠志君） すみません、見落としていました。ありがとうございました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） ご回答、先ほどの件について、ありがとうございました。

私も数字を見落としておりました。すみません。

以前、給食の献立、インターネットとかホームページで見られて、どこの産地のものをどのくらい使っているかというのが見られていたんですけれども、最近はその載っていないので、いろいろ大変だなと思うんですけれども、島の食材を使った場合というのは、郷土食もあるんですけれども、子供さんは、皆、感触というか、よく食べるでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） ものによると、個人差もかなりありますので、食べる、食べないというところは、なかなかはっきりは言えないんですけれども、島レモンでゼリーとか、つくったんですけれども、味が酸っぱいというところという点で、ムロアジとかも出してはいるんですけれども、ちょっと給食の食材としては単価が高いもので、余り量は出せないような形になっていますけれども、別に島の食材は、これ、嫌いだということでは余りないと思います。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） よかったです。

これ、今、品目を見ると、比較的少ないかなと、もうちょっと出せるんじゃないかなと。農協さんとか、ほかのところと連携していると思うんですが、これをもうちょっと品目を増やすということへの対応というか、どんなものがネックになっているか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 給食の食材については、事前に献立と栄養価を計算して献立を立

てますので、なるべくそれに合ったものを出すようにしています。今回みたいに、機材が壊れたりすれば、献立変更もするんですけども、それに当たって安定供給を求められます。その日に、ちょっと不作だったので、この年はジャガイモが全く入荷できませんとかなると、そのあたりのこの手配から始まりますので、そういったところが、なかなか島では安定供給という、量の確保というところが非常に苦労しているところです。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） わかりました。

いろんな移住に関連して、学校の給食が島のものであるとか、地域によっては無農薬のものを使っているとか、そういうことが移住のモチベーションになったりすることもあるので、やはりこの島食材を使っているということ、ほかの地域、PRできるような形でぜひ利用をもっと高めるよう、よろしくお願いします。

これは要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

3番。

○3番（山下則子君） 8ページのところの適応指導教室の9月より運用されているということなんですけれども、実態というか、中身について教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） この適応教室は、9月の2学期から開始しております。今のところは利用者ゼロです。そこが増えてしまうと逆に、私どもとしては困ってしまうところなんですけれども、今のところゼロです。

実際、不登校の子供はおります、小学校、中学校とも。なんですけれども、適応教室まで、親が連れて、保護者が連れていくことになるんですけれども、そういったところに至らないという子が非常に多くて、適応教室まで来れていないというのが現実です。学校のスクールカウンセラー等、学校と連携して不登校とか、なるべく解消するように、いろいろ努力しているんですけれども、なかなか進まないというのが現状でございます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） 今の話の続きになるかと思うんですけれども、最後の33ページに、いじめの発生件数について、小学校で12件、中学校で3件増しというふうには、書いてありますけれども、これは本当に氷山の一角だと私は思っております、うちの息子の同級生でも、実際に自殺してしまった子供もおります。

今の時代は本当に私たちの子供の時代と違って、インターネットの本当の社会というのができておまして、保護者、家族、親などがわからないところでのいじめというのがすごく多いことございまして、実際、カウンセラーとかそういったところに相談に行ければ、行けるような状態ではないということをもっと理解していただきたいなと思います。

もし相談の窓口をまたつくっていただけるのであれば、インターネットを通じて、子供たちが相談できるような窓口、そういったことですと本人が直接出向かなくても、声を届けることができると思いますし、そういった専門家、先生、地域の方、いろいろな形でつながる方法というのはあると思うんです。やっぱり個人情報ということもございまして、名前を出せというのもすごく問題もいろいろ問われるところだと思いますので、本人の権限というのを守りつつ、みんなで守っていけるような体制を、また改めて考えていただければと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 確かにインターネット上では今のところは、そういった活動はしていません。学校ではいじめアンケートとか、そういうアンケートの中に、周りの誰が書いたか特定できませんけれども、周りの友達とかが見て、この子がいじめられているんじゃないかとか、そういったことが少しでもあれば、いじめというところでカウントしています。

今回のその件数が増えているのは、そういった細かいところも全部とっているような形になりますので、これで件数が増えて、さらにそういった取り組みをしております。インターネット上でということでは、また今後、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですね。質疑を終結いたします。

以上で、日程第20、報告第4号 平成31年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを終わります。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（奥山幸子君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は、明日12月11日水曜日午前9時より開議いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時02分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月10日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 山 下 巧

署 名 議 員 岩 崎 由 美